

社会保障制度として将来にわたって日本に確立をされしていく、あるいは中身を成熟させていく大事な柱である。一本年金の性格、目的とは何なのか、こうしたことについてひとつお考えをいたしかたいと思うわけです。

○愛知国務大臣　お話しのとおり、年金といふものについて国民的な関心が非常に高まっておりましたし、これにこたえていかなければならぬ、社会保障政策の一環としてその中心の大好きな課題として位置づけていただきたい、これが政府の考え方でもございまますし、また、各政党におかれましては、そういう趣旨やねらつておるところは御同様なことではなかろうかと私は思います。具体的な進行の方法やあるいは速度や幅ややり方等については、いろいろの意見の相違がありましても、考へ方の基本は同じだと思ひます。

それから、年金といふものはどういう性格づけであるか。これはやはり社会福祉政策の中心に位置づけられるものである、そうして国民全体が社会連帯の考え方の上に立つて国民的につくり上げていくものでなければならない、こんなふうに考えておる次第でございます。

○山田(耻)委員　いまの大臣のお話で、概念的には私よくわかるわけです。社会保障制度の一環であるし、社会福祉政策の中核をなすものである、これが年金だ、そういうことを私も概念的には理解いたしましたが、準拠すべき法律はどのようになつておるのでございましょうか。

○辻政府委員　御承知のように、わが国の年金制度の歴史なり沿革なりを振り返つてみると、官吏につきましての恩給制度が一番初めに発足したわけでございます。それから現業の公務員、鉄道等の職員につきましての共済組合制度ができまして、一般の民間の被用者につきましての年金制度ができましたのは戦争中でございまして、昭和十七年に厚生年金制度ができたわけでございます。それから農民、自営業者の年金制度でござります。国民年金制度は、昭和三十六年にできまして、そこでいわゆる国民皆年金の体制が発足をいたしました。

わけでございます。そういうような歴史なり沿革なりがござりますので、現在の年金制度は、御承知のように厚生年金、国民年金あるいは船員保険、共済組合の共済年金等々に分かれておりまして、それそれ基礎の厚生年金法なり国民年金法なりあるいは国家公務員共済組合法なり、それぞれの法律に運営して年金制度があるわけでございます。

○山田(聰)委員 国民皆年金で公的年金制度というのがいわゆる一本として統一されてきた。これらの基本的な法体系の基礎をしておるのはやはり憲法二十五条から発したものであるというふうに現行の制度としては理解してよろしくござりますか。

○辻政府委員 御指摘のように憲法二十五条の精神に基づきましてでき上がっているのです。

○山田(聰)委員 早くからありましたのは恩給制度、これはちょっと社会保障と見るのは適切でないといつも思いますけれども、その後起こりました鉄道共済、国家公務員共済、最近に至りましたのは国民年金、こうしたものは一貫した社会保障の上に基づいた社会福祉の政策である、これもよく理解できました。が、今日のこうした多くの分類に分かれている年金制度といふもののそれぞれの国民が受けけるメリットは違います。一体どれだけの区分に分かれておるのか、御説明いただきたいと思います。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、一般の民間でございますと、被用者の場合は厚生年金保険でございます。それから自営業者、農民の方々でございますと国民年金でございます。それから別途船員につきましては、その特殊性にかんがみまして船員保険法があるわけでございます。それから共済制度といしましてはただいま御審議いただいております国家公務員共済組合の制度、公共企業体職員の共済組合の制度、そのほか地方公務員は地方公務員の共済組合の制度がございます。多少特殊な職域の制度といいたしまして、私立学校の教職員共済組合、農林漁業団体の職員

○山田(吐)委員 大臣にお尋ねするわけですが、憲法第二十五条から発しておあり、最近では恩給の關係まで共済組合に吸収され、あるいはされない部分を併存しながら、いま御説明ございましたよと入区間に分かれておるわけですね。ところが国民皆年金でござりますから、国民の有資格者がほとんど参加をしておるわけです。八区分に分かっておりまます。こうしたことは、福祉元年と銘打つて國の公的年金制度として、八区分に分かればしばらくな待遇を受けておるということは望ましくないと思われるわけでござりますね。しかし、それをこれに沿革があるし、歴史があるし、いろいろと特徴もあるわけでございますが、しかしそれかと云つて、このまま放置をしておきまして、それを他の分野の法改正をしながらできるだけバランスをとるようにという御配慮があるようでございますけれども、しかししじょせんは区分に分かれておつて、歴史的な背景を持つておりますから、なかなかそれがじょまをいたしております。だけれども、行政の姿としては、諸外国の例などを勘案をしてみますと、望ましくない、私はこのように思ひます。

だからこれをできるだけ早く一本の公的年金制度につくり上げていく、こういう考え方を望まないと御判断なさるのか、いかがでございましょうか。望ましいとすれば、将来の展望というものについて御成案があればお聞かせをいただきたいと思います。

○愛知國務大臣 話しのとおりでございまして、政府といたしましても、これは問題の本質としては、できるならば一本あるいはそれに近い制度にするのが理想的であると考えております。そして昭和四十二年でございましたか、社会保険制度審議会から答申といいますか、申し入れがございまして、それに基づいて公的年金制度の調整審議会議論などもできたわけでございますけれども、その考え方、答申もまとまってい

ないぐらいでござりますがら、いわんや民間の各種の年金制度を総合して案をつくる。あるいはどういうビジョンを持つてゐるかとお問い合わせますと、いま政府としては理想としてはそうありますとは考えてはおりますが、非常にむずかしい仕事であつて、まず現在のところは各種の年金相互間の権衡やバランスを考えてなるべく内容的にそれぞれを充実した形にしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

第一、給付の水準も現に違つておりますし、それからよく問題にされます、国庫の負担率も違つておりますし、あるいは拠出制度の内容等も違つておる。しかも制度が発足してからの経過の年数が非常に大きな違いがあるというようなことも実際問題といたしましては統合するといふようなことを理想と考えていても、なかなか制度を一本化することは困難というよりは、もっと率直にいえば非常にやりにくい、ほとんど可能の限度といふものがむずかしいとすら率直にいえればわざるを得ないような感じでございましたわざでございまが、しかし、いま申しましたようにできるだけ現在の時点に立つて将来的になるべく相互の権衡を、これは給付の水準だけではなくて、他の具体的な方法、拠出の制度その他にも考え及ぼして、なるべく権衡のそれたものにするということが現在最も努力の重点を置く行き方ではないだらうか、かように考えておる次第でござります。

○山田(恵)委員 一本にするのが望ましいといふ立場から、しかし実際に現実に進める事はないかなかな困難を伴うといふ見解のようでございますが、要するに当面の措置としては、各区分間のアンバランスをなくしていくよう努めをする、そうしてそのバランスの調整がこれたときに、将来一本化へといふ、具体的に申せば、そういう抽象的なそういうことをさせておられるのだと私は思つわけです。しかし、そういう立場をおどりになる方法が将来一本化への促進を進めることになるのか、将来一本化へといふ最高の政治命題を明確にしながら、それに向かつて年次計画を立てな

がらさや寄せをしていくといややり方がいいのか。国民としてもこの認識の度合いが今日非常に深いだけに、そういう一つの方向を明示していたんだ。そして長期の計画を立てて一本化へ、こういうように一つの方策を明示なさるのが私は一番望ましいような思いがいたすわけでござりますが、そこらあたりについては、そういう考え方方はだめなのだ、やはりバランスをとつて、そのバランスの調整点が一致できるところ自動的に一本化へ、こういう立場をおとりになつていては、それば、なかなか将来できないと私は思うのです。だから将来、諸外国に示されたような方向にあるいは ILO で議論されているような方向に早く日本も、経済大国ですから到達をして、国際的に恥ずかしくない年金制度を確立をしていく。こういう立場を求めていく。日本の政府としては、いま私が申しましたように、一本化への未来的な明示をしていく中で、その方向に長期計画を立てていくということが不可能なんだらしかどうだらしか。大臣、私が言っていることがほんとに無理なんだらしか、どうだらしか。そういうことをひとつお聞かせをいただきたいと思うわけでござります。

識を有されるような方の御意見を十分伺いながらには実際的な方法はないのではないかろうか、こういうように考へるわけでございます。

なほまた、実際問題としてはそれぞれの年金制度の沿革もあり、そして未成熟なものであるだけに、各系統の相互間において、率直にいえば、具体的な利害、意見の対立ということもあり得るわけでございますから、こういう点も国民皆年金といわれるだけに、全国民的なコンセンサス、それには、たとえば労使の間におきまして、あるいは制度間におきまして、私は非常に複雑な利害関係あるいは期待権というものがあると思いますので、そう簡単には私はコンセンサスが全般的に得られることはできぬであろうといふような感じもあるので、率直に、個人的な見解でございますが、順を追うて前進をしていく、だんだんならしくしていくといふことがやはり実際的ではないだらうか、こういうふうに結論づけざるを得ないのが現状ではないかと思ひます。

○山田(耻)委員 一本化が望ましい、ただ相互間の調整をとらなくてはならないし、それぞれの組合員のコンセンサスを得なければならぬ。もちろん私は、そういう経過を経ずして一本化へといふことは、歴史がありますだけに無理だと思ひます。

そうした調整をとり、コンセンサスを求める、そういう方向をいま直ちにというわけにもいかないし、いま大臣が、政府の総意を代表してという意見ではないと申されました。常識としてその方向に踏み出さなければ、いまのような区分に区分けをされ、自分はその年金を受ける区分の中にいることは好ましくないといつしましても、民間の企業に入りましたら厚生年金。わしは厚生年金はいやで国家公務員の年金がほしいといいましても、それはいけません。農民は、わしは国民年金はいやじや、うちはず五人以上の家族労働でやつておるから、わしのほうは厚生年金に入れてくれ、そういう、いまの法律のすべてを熟知しての要求

ではないけれども、感覚的には、わしは国民年金法はいやいや、こういう要望もあるわけです。だから、自分の意思ではなくて、自分がいま働いておるところで年金の区分をきめられてしまふう、こういう一つの不合理性といらものがなんだらんと大きくなりこそすれ、縮まることはないのです。これは必ず巨大な政治問題化していく事柄でありますから、こうした公的年金制度を早く一本化する検討に入つて、そして八区分間のバランスをどうしたらとれるのか、どうしたらコンセンサスが得られるのか、こういう議論を最も近い将来詰めていただかなければなるまい、こういう気持ちを、いまの大臣のことばに沿つて私は申し上げるわけであります。

ただ、大臣のお話で若干気にかかる点は、制度上の問題、歴史もあるし、あるいは財政的な問題がとおっしゃられました。国庫の負担も、それぞれの年金の中には共通性もござりますけれども、大体まとまつていない。国庫負担もはらばらである。こういうふうに私たちは現状を理解いたしております。だから、財政問題というのがそういう中から出でてくるとすれば、やはり国として、現在の上限以上のところの国庫負担、一番多い国民年金の国庫負担をもう一步上積みをして統一的にならす。こういうふうな一つの配慮も当然議論の中には出でてくるものと私は思うわけです。いわゆる國庫負担の統一的負担、こういう一つの考え方方が最近出ております中には、諸外国のように、せめて国庫の負担を当面三〇%にしてほしい、こういう意見が出てきておるわけですが、国庫負担率のそれぞれの区分ごとの違い、こういうものをひとつ述べていただきたいと思います。

○愛知国務大臣 具体的な数字をあげての権衡關係はともかくといたしまして、常識的に申せば、現在各年金の系統には、それぞれの沿革がござります關係もあつて、給付の水準、それから提出割合その他の等々勘考いたしますと、たとえばある年金制度につきまして国庫負担を現状よりも高くするということになると、一そろ相互間のバラン

ことになる。こういう点を考えな
いで、現状においては、先ほど
のように、国庫の負担率をすらと
ります。これはでこぼこがござ
ります。これは内容的に考えて全体の均衡が
しましますれば、国庫の負担率をむ
かなければ権衡が現状にお
こういう点を考え合わせてお
します。したがって、理想として、
して全部国民皆年金というこ
とおかなければ権衡が現状にお
こういう点を考えてお
ます。したがって、理想として、
から申しまして、各制度間の
から申しまして、各制度間の
こと統合する。そうして单一の
とみんながイコールフ
うこととは、実際の問題とし
私は非常に困難以上の困難さが
あります。同時に、しかしそんなこ
と申しますとみんながイコールフ
ることは、実際の問題とし
私は非常に困難以上の困難さが
向かうという気持ちを持続続
間ににおける均衡というもので
に、じわじわといいますか、
のくふうをしておくことが必要

生年金でいえば企業主の立場、そうしてこれと組合との関係といふようなことも、異なるた要素で、しかも沿革があり、しかも違った制度のもので、発達してきたものであります。ただし、政治課題としても、目標は一本化ということは簡単に言えますけれども、なかなかこれはむずかしいといふことは何べんも繰り返して申し上げざるを得ないような感じがいたすわけでございます。

○山田(趾)委員 むずかしいといふ大臣の見解はよくわかりますが、しかし、いまの国民の持つて保障してもらえるし、老後は同じように国民としてそれぞれの持ち場を守つてきただから、しっかりと国家公務員であらうと、病気になつたらという、生存権から生活権意識に問題が変わってきておるのだから、いろいろ争いになつてきておるわけですね。

ところが、日本の現状というのは、申し上げるまでもなく八区分に分かれ、それぞれ区分別にみんな、健康を害したときも老後の問題の年金の扱いもみんなばらばらなんです。これを統一しなくてやらないということは、将来にわたつて大事を求めるべきであるし、大臣自身としてはそれでは現状の変革をするという気がまだ若干薄いのではないか。

だから困難な問題点というもののもつと客観的に、科学的にそれを出して、これを一体どうしたらいいのか、こうしたことなどを審議をする社会保険制度審議会もあるのですから、あるいは年金制度に関する審議会もあるのですから、そうしたところで討議をしてもらう時期ではないのか、そしてその具体的な一つの答申を得ながら、それを実現していくのに財政問題はどうするのか、いろいろな問題点が出てくると私は思っているのか、

ますけれども、もう問題点を表面化して、国民全体のコンセンサスを得る時期に来ておるのじやないか、こういうふうに私は思うわけです。

ですから、大臣の答弁なさつておる内容、私は、冒頭御答弁ございましたように、社会保障全然わからぬわけではございません。よくわかりますけれども、しかし、わかつておるということだけでは現状の固定です。やはり年金問題を解決をするということに大きく踏み出すためには、いま私が申し上げたようなことを主管省としても踏み出していくたゞく、そうしてそれぞの委員会でも討議をしていくたゞく、国民に向かってもコンセンサスを求めるよくなつて一つの材料を提供していく、そういう中から、困難な問題であるであろうこの年金というものが、私は片づけられていくのじゃないかという気がいたしております。

この問題については、また中に入りましたときいろいろと掘り下げるまいりたいと思ひます。が、もう少し総論を進めていくのですけれども、日本の年金といふのは、先ほども御答弁がございましたように、恩給法から受け入つてきておるものが多くあるわけです。あるいはもともと日本の年金制度の生みの親といふのは、内容的には恩給だったかもしません。しかし恩給といふのは恩恵的なものであつて、字に書いてあるとおりです。恩給といふのは、途中一時脱退するような事態に直面しても、国庫納付金であるからといふことで、掛け金の相当額ないしは何割か金額を減じたものを返還をする、こういふうなことも、恩給制度時代にはございませんでしたが、いまの共済組合制度には若干の前進を見ております。しかし、系統的に見てみると、従来の恩給、与える、国益、軍國主義時代のこういふものの思想といふのがいまの年金制度の中に残りかすとして生きているのではないだろうか、こういふ気が私、ときおりいたすわけでございます。いまの共済組合法第一条、公共企業体等共済組合法第一条、地方公務員共済組合法第一条もそうですが、いわゆる組合員相互の生活安定、疾病その他の事

ますけれども、もう問題点を表面化して、公務の能率的運営に資することを目的とする」というふうになつておるわけでございます。したがいましめ、冒頭御答弁ございましたように、「生活の安定と福祉の向上」という社会保険的な要素と、それから「公務の能率的運営」という要素と二つの要素からなつておるわけでございます。先般もお答え申し上げたわけですが、国家公務員共済組合審議会の三十四年の答申におきましても、共済年金の性格は「一般被用者に対する社会保険制度の上に公務員の特権としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは公共企業体の企業運営の円滑に資するためだとか、あるいは地方公務員の公務の運営の円滑に資するためであるとか、こういう一つの、社会保員としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは社会保険制度とは別の性格がここにじみ出でておるようになります。ところが厚生年金法にはございません。ところが国家公務員共済組合法、昭和二十三年六月制定の旧法の第一条の目的の中には「相互通報を目的とする」これがだけであります。「公務の能率的運営に資する」という条項はございません。新法ができました昭和三十四年、公共企業体の新法ができました昭和三十一年、そのときの法改正で恩給者を吸収しました。そのときから第一条は、私が先ほど申し上げたように改正をされると承知をしております。

そういたしますと、今日の共済組合法といふのは恩給法の思想といふものをこの中に受け継いでおる、もつと端的に言えば、戦前の軍國主義思想といふものが、あるいは軍國主義国家体系といふものがこの中に生かされておるのではないだろうか。それが国家公務員年金であり公共企業体の年金であるとするならば、私は憲法二十五條の精神に反すると思うが、一体これはどう解釈したらいいのだろう。私の考えが間違っているかもしれないせんので、その点について御説明をいただきたいと思います。

○辻政府委員 国家公務員共済組合法の目的は、ただいま山田委員御指摘になりましたとおりでございまして、「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする」というふうになつておるわけでございます。したがいまして、国家公務員の「生活の安定と福祉の向上」という社会保険的な要素と、それから「公務の能率的運営」という要素と二つの要素からなつておるわけでございます。先般もお答え申し上げたわけですが、国家公務員共済組合審議会の三十四年の答申におきましても、共済年金の性格は「一般被用者に対する社会保険制度の上に公務員の特権としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは公共企業体の企業運営の円滑に資するためだとか、あるいは地方公務員の公務の運営の円滑に資するためであるとか、こういう一つの、社会保員としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは社会保険制度とは別の性格がここにじみ出でておるようになります。ところが厚生年金法にはございません。ところが国家公務員共済組合法、昭和二十三年六月制定の旧法の第一条の目的の中には「相互通報を目的とする」これがだけであります。「公務の能率的運営に資する」という条項はございません。新法ができました昭和三十四年、公共企業体の新法ができました昭和三十一年、そのときの法改正で恩給者を吸収しました。そのときから第一条は、私が先ほど申し上げたように改正をされました。恩給といふのは、途中一時脱退するような事態に直面しても、国庫納付金であるからといふことで、掛け金の相当額ないしは何割か金額を減じたものを返還をする、こういふうなことも、恩給制度時代にはございませんでしたが、いまの共済組合制度には若干の前進を見ております。しかし、系統的に見てみると、従来の恩給、与える、国益、軍國主義時代のこういふものの思想といふのがいまの年金制度の中に残りかすとして生きているのではないだろうか、こういふ気が私、ときおりいたすわけでございます。いまの共済組合法第一条、公共企業体等共済組合法第一条、地方公務員共済組合法第一条もそうですが、いわゆる組合員相互の生活安定、疾病その他の事

安定と福祉の向上に寄与することとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする」というふうになつておるわけでございます。したがいまして、国家公務員の「生活の安定と福祉の向上」という社会保険的な要素と、それから「公務の能率的運営」という要素と二つの要素からなつておるわけでございます。先般もお答え申し上げたわけですが、国家公務員共済組合審議会の三十四年の答申におきましても、共済年金の性格は「一般被用者に対する社会保険制度の上に公務員の特権としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは公共企業体の企業運営の円滑に資するためだとか、あるいは地方公務員の公務の運営の円滑に資するためであるとか、こういう一つの、社会保員としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは社会保険制度とは別の性格がここにじみ出でておるようになります。ところが厚生年金法にはございません。ところが国家公務員共済組合法、昭和二十三年六月制定の旧法の第一条の目的の中には「相互通報を目的とする」これがだけであります。「公務の能率的運営に資する」という条項はございません。新法ができました昭和三十四年、公共企業体の新法ができました昭和三十一年、そのときの法改正で恩給者を吸収しました。そのときから第一条は、私が先ほど申し上げたように改正をされました。恩給といふのは、途中一時脱退するような事態に直面しても、国庫納付金であるからといふことで、掛け金の相当額ないしは何割か金額を減じたものを返還をする、こういふうなことも、恩給制度時代にはございませんでしたが、いまの共済組合制度には若干の前進を見ております。しかし、系統的に見てみると、従来の恩給、与える、国益、軍國主義時代のこういふものの思想といふのがいまの年金制度の中に残りかすとして生きているのではないだろうか、こういふ気が私、ときおりいたすわけでございます。いまの共済組合法第一条、公共企業体等共済組合法第一条、地方公務員共済組合法第一条もそうですが、いわゆる組合員相互の生活安定、疾病その他の事

いろいろな恩給該当者などの身分通算等をいたして
きた。今日では特殊な職域保険としての性格づけ
もする。そうして掛け金も高いじゃないか、その
かわり給付も高い、こういうふうな申しわけ的な
ものがいまの審議会の答申、意見であつたと私は
思うわけです。

う、そういう一つの経緯があるだけに、私は強くそう思うのですが、第一条をいまのようなおつしゃり方だけで私は受けとめにくいで、もつと、私が申し上げたようなことは間違いであるのか、そういう考え方も若干現実的に肯定し得るとなつたら、この第一条の二項の部分について修正すべきだ

う点にかかる点からいって、いま一律にこうう
ろとおっしゃられてもなかなかかむずかしいんぢや
ないか。國家公務員共済組合でいえば負担も多
い、しかし国庫の負担率は低い、しかし給付の内
容の水準はよろしい。しからば厚生年金と同じじ
うに二割負担を国庫がすればといえど、そこにま
た手を貸すべきではない。

いろいろな制度上の調整、内容上のバランスをとる、そして国民とのコンセンサスを得るよう努める、そのための段階がいまの段階だとおっしゃつてられます。私は、いまの一
条第二項というものが現状の年金支給条件の中には基本的な損害を年金受給者によ
り与えるところいろいろあるとすれば、私は重士

「公務の能率的運営に資する」、そのために共済組合制度があるのだ、あるいは「公共企業体の円滑な企業經營に資する」ために共済組合があるのだ、こういうふうな理解というものと違うと思うのです。特殊な職域保険であるということ、公務なり公共企業体の運営を円滑にするために共済組合といふものに加入する、あるいはそういう制度があるということ。第一の目的は社会保障制度的なものであり、第二の目的は仕事を円滑にさせるために共済組合はあるのだということ。それと、いま言つたような社会保障制度審議会なり年金審議会のいっているように厚生年金は一般社会保険である、公務員、公共企業体のほうのは特殊な職域保険である。この違いは目的的違いといふことと異なると思う。

おいていただきたいと思うわけです。
○愛知国務大臣　いま辻政府委員からお答えしなな
ことで尽きているかと思いますけれども、さらによ
く補足して政治的にお答えするとすれば、こうじう
ことになるのじやないかと思いますが、御批判を
いただきたいと思います。

国家公務員の共済制度というものは、本件の
御審議を始めていただいて以来ずっと私が言つて
おりますように、現実に何といつても恩給制度よ
りいうものが常識的にいつ引き継がれているわけ
です。これはもちろんの方の立場からいえば、
既得権的な考え方、あるいはそれに基づいた期待
権的な考え方がある。こういうわけで、それにブ
ラスといいますか、日本国憲法下におけるところ
の社会保障制度の一環としての年金制度というこ
とが複合されている。これがいわゆる特殊な職

こういうふうな点をいろいろの点から考えまつて、まず現状におけるところの権衡あるいは給付水準の上昇率といふことが望まれている。これも半般もいろいろ御議論がありましたが、政府として生もたとえば厚生年金が物価スライドを踏み切ったのだからこのほうに物価スライドをやつたなどうかということも審議会においては御検討いたなさいたわけです。しかしこれは御答申にあるよろしくに、意見が賛否相半ばした。そこでそれに並行してたまたま公務員の給与ベースアップ、四十七年、四十七年の上昇率をプラスをして、それを基準にしたといふような、便宜的あるいは御批評を受けるかもしませんけれども、現下の与えられた条件のもとにおいて、いろいろの趣旨の目安を曲がりなりに達成するということからいえば、こういうやり方が現下においては最適の選択では

スをとり、調整をしていかなくちゃならぬと思ふ
のがござります。
それが、それぞれの法律にござります給付制限
です。国家公務員法では第四節、九十七条でござ
います。公共企業体では第一節二十条でございま
すが、いろいろな給付制限がござります。たゞこ
はこの条文を見ますと、禁錮を受ける、そろし
場合は一部または全部の資格を喪失をする。あとは
いは公共企業体の中にもござります。^{この}給付制
限の中には——最近日本の労使関係が極端的にさ
くの話題を呼んでおります。ILOの精神並びに
諸条約に、日本の、特に国家公務員関係、公共企
業体関係が持つ労働運動への認識、あるいは国公
法の未成熟な部分、こういうものが指摘を受け
おりますが、そういう、労働運動をやつたとい
ふことで公務員法に基づいて停職以上の処分を受

○山田(財)委員 大臣のおっしゃいますことは、確かに一大事であります。しかし、たゞ、お力で御案を御提出申し上げてある次第でござります。

将来一本化になればこうした一条の第二項などは、当然消えていくだらう。しかる現状では、公務員共済なり公共企業体共済はかつての恩給受給者継続期間を通算をして共済年金を受けていく、こういう人たちを吸収しておるから、まあまあ、まの段階ではこういう二項を持つておるのだ。おはなくしていくよう、そのお気持ら、私はなにおいだいで、そ�だと思ひますし、そ�でいただからくちやならぬと思うのです。

ただ、ことばじりをとらえるようで恐縮でございますが、先ほどの八区分一本化の問題を将来一つのあり方として検討していかなくちやならないとおつしやつっていました。しかしその過程で、

は員のここの特許をうながす。年金法を見ますと、停職以上に処分、停職、解雇でござりますけれども、こうした処分を労働運動上受けた場合には年金の一部または全部を支給しない、こういう法律になつております。私は、一条の目的第二項との結びつき明確にここに存在しておるとは言ひ切れませんけれども、社会保障とは何ぞやということにもうべん返りとなるわけです。病気になつたら国民のめんどうを見てあげますよ、働けなくなったらまだ働く能力を備えない赤ちゃん、子供こうしたものは社会保障制度の中でしつかり国抱きかかえていく制度をいうのだ、おまえはそういうことで八つの分類に分けて年金保険をかけさい、しかしおまえは企業の意に沿わなかつたおまえは労働運動をやつた、そうして企業で職

同時に、先ほど私は抽象的に申しましたのですけれども、現に御指摘があるように、国庫の負担率あるいは受給者の掛け金というか保険料、そういう

いますが、先ほどの八区分一本化の問題を将来一つのあり方として検討していかなくちゃならとおっしゃっていました。しかしその過程で、

いふことで八つの分類に分けて年金保険をかけさせり。しかしおまえは企業の意に沿わなかつたのか、おまえは労働運動をやつた、そして企業で職

規律を乱したといふことで停職以上の処分をかけられます。その全部に保障すべき、こうした社会保険制度はあくまでも国民全部を明記しております。社会保険制度の一環であるし社会福祉政策の重要な部分である年金制度を減額をし、停止をする。こういうのが給付制限の骨格を占めている。

そういうことが正しいかどうかわかりませんけれども、現在の共済組合法に通算をされる以前の恩給制度の時代ならば別だと私は思う。日本に社会保障制度といふのはなかった時代は別だと思ふ。しかし、今日では国民皆保険制度がとられ、社会保障制度の一環として認め、福祉政策の根幹をなすものと認めたこの年金が、そういう一つの行為があつたとして一部停止なり全部停止を行なって生活権を奪うといふことがいいのかどうなのか、私はおかしいと思うのです。

しかも、私は法律的には詳しくございませんし、日本の実定法の中にはそれは存在をしておるので、これまた困ったと思うのでありますけれども、たとえば刑罰の二重制裁主義といふものはないのだ。裁判で明らかになりました刑期をみごとに服役をして、そうして社会人として歸つてきたら、更生された人間として平等に、差別なく社会復帰させてあげてくださいというのが、法務省の指導であるし、國の指導であつたはずです。ところが、懲役一年以上、禁錮を受けますと年金はゼロになつていくのです。あるいは、制限額がござりますけれども、十分の二・五、十分の三・五、十分の四・五と加算をされていく減額措置ができております。それは刑罰を終わつて、服役をして罪を償つてきれいながらだになつて帰つてきた人に対しても終身続きます。生きておる限り続くのです。そして、その人が死んだら、恩給、年金受給者の継続をする奥さんにも影響してまいります。その子供にまで影響してくるのです。一体こんながめられますか。

は、りっぱに更生された社会人として平等に扱われる。いまの各企業内罰の中にも同様、類似したものがりますだけに、私は特に大臣にこの点だけお答えいただきまして、将来の方向を御示いたいと思います。大臣は御退席のようでござりますから、以下各論に入つていただきたいと思いますが、その点だけ、私は何としてもさびしい気がしてなりませんので、憲法二十五条なり、いまの社会保障制度の一環であるといふ立場から見て、この点はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○愛知国務大臣 先ほどお答えした中で足りないことがあったように思うのであります。経済的理由から、そういう観点から見て、恩給制度から引き続きあるという面を申し上げましたが、同時に、やはり特殊な職域であるということの意味は、日本国憲法のもとにおけるところの国家公務員といふものの性格。あるいは公企業体の職員の性格といったようなものも特殊の職域といふ概念の中には入つておる。それに社会保障政策がまえられているというのが国家公務員共済組合であると私は思います。

そこで、国民に対する奉仕の義務を持つている国家公務員といふものの性格からいいまして、これが労働問題あるいはその他の問題になるといふ御議論はある点であるとは思いますが、現行の法令に違反し、そして行政罰を含む私罰に服つたような場合に、これに対しても制裁があるといふのはやむを得ないのではなかろうか。これは意匠が違いますのでたいへん恐縮ですけれども、その点については、遺憾ながら私は山田さんのお考へと意見が違うわけでござります。

たとえば、私学の共済につきましても同様の制限規定がございますが、これはやはり私も法制上の立場その他の立場を的確に理解して申し上げるわけではございませんが、教員といふような職種の性格があることは使命といふことから申しまして、私立学校の教員の方々に対しても、やはり同様な特殊の職域である、そしてその中の方々の、社会的にも

るいはその他の意味において特殊な使命を持つて
いる特殊な職域であるということに着目して、か
のような制限規定が置かれているものと私は存する
わけでございまして、こうした種類の問題は、私
がいま申しますのは現行の諸法令、国家公務員の
あり方、これに対する労働法規をどう考えていく
か、あるいは公企業体の職員に対してもある
かといふことについては別個の問題があるかと私
は思いますけれども、しかし、現行の法令のもと
におけるところの國家公務員あるいは公企業体の
職員等に對しましては、かような制限規定がある
ことはやむを得ない、私はかような見解を持つて
おります。

○山田(耻)委員 大臣、あとはまた機会を改めて
お伺いしたいと思いますが、辻さん、いま大臣の
お話をございますが、私はこの社会保障という立
場から見たら、生活権の問題ですから、いまのそ
の人がどういう仕事をしておるのか、どういう労
働の態様の中でいるのかということは、これはそ
れぞの、たとえば民間企業だつたら、民間企業
の中には服務規律がございまして、そうしてそれ
ぞれ作業内規等もありまして、それに違反をした
ときには懲罰委員会にかけてその人に対する制裁
を加えております。それはあるわけです。それは
それ限りですね、制裁は。そういう、いいこと、
悪いことという表現をすれば、まあ、よくないこ
とをしたのだからおまえは制裁をする、制裁をし
て減俸とかあるいは出社停止などがあるのは停
職、あるいは一番ひどいので解雇というのがあり
ますが、それは企業内の規則でてきておりまして、
みんな承知をしておるわけです。

公務員の場合には、いわゆる国民が雇い主でそろ
して中正をもつて服務しなくちゃならぬ、これに違
反したときにはこういうことで制裁を加えるなど
いう、公務員の法律に基づいた条項がございます。
私はそれはそれで、いまよいかく言つておるの
じゃないのです。正常な勤務をする、円滑な仕事
をしていくために一生懸命働いておる人たちは努
力する。ところが、故意が過失にあやまちをおか

して制裁を受ける。そのことを私はとやかく言つてゐるのぢやない。それは企業内の規則であるし、公務員なら公務員法なんです。地方公務員は地方公務員法、公共企事業体にはそれぞれ事業法がございます。事業法で取り締まつております。それと共済組合法とは別だと私は言つてゐるのであります。

共済組合法というのは、その人が二十年以上一生懸命働き通してきて、そうしてその間起つた疾病その他について短期で救済をしていく、そうして働けなくなつた老後に對しては人間として最低生活の保障ができるようになめんどうを見ていくまつしょう。それがいま國家の制度の中で公的年金制度といふ制度になつておるわけですね。いわゆる國、本人、事業主といふ三者負担によつて、率は違いますけれども八区分に分かれています。ところが、事業内の諸法律に抵触をして罰則を受けた、あるいは刑法に触れて刑事罰を受けた、刑務所に入つた、私は、それはそれで服役をしたら終わりぢやないか、事業内で罰を食つて、停職、減給を受けたからそれで終わりぢやないか、なぜ終生つきまとつてその人間に罰を食わしていかなくちやならぬのか、なぜ死んでしまつて奥さんや子供の代になつてもなお継続してその罰の効果を及ぼしていくかなくちやならないのか。これは社会保障だらう。私はほんとうに首をかしげたくなるのですけれども、辻さんこの点いかがでござりますか。

○ 辻政府委員 紦村制限の問題につきましては、先ほど御指摘がございましたように、国家公務員共済組合法の九十七条に根拠規定がございまして、具体的には政令で定めているわけでござります。政令で定めるにあたりまして、これは昭和三十四年でございますが、國家公務員共済組合法議会にかけまして、その答申をいただきまして、それに基づいて政令を定めたわけでござります。そして國家公務員共済組合の場合でござりますと、最高二割までの給付制限があるわけでございま

共済組合の年金の性格につきましては、先ほど
来御議論があつたところでございますが、私ども
いたしましては、一般の被用者に対する社会保
険制度の上に公務員の特殊性に対する要素を加味
したそういう職域保険であると考えておるわけで
ござります。そういう性格から見まして、一般的
社会保障給付に見合ひ部分につきましては、御議
論のごさいましてよろしく、確かに給付制限をする
ことは適当でないと存じます。その分はそのまま
にいたしまして、公務員の特殊性に基づく給付の
いわば上積み分につきましては、これは給付制限
が許されるのではなかろうかという考え方方に立ち
まして、ただいま申し上げましたように、最高二
割の給付制限をいたしておるわけでございまし
て、共済年金制度の性格から見て、この程度の給
付制限といふのは妥当なところではなかろうか、
かようて考えておる次第でございます。

はどうも不服でできない部分が多くあるわけです。だから、厚生年金を受けておる一般企業の中にはそういう給付制限は少しもございません。そういうことをあわせて、いまの上積み分は取り除いて厚生年金並みにするのだよ、あるいは厚生年金並みという一つの——表現は適切でないかも知れませんけれども、公務員なるがゆえにという特殊職域保険ということと上積み分がある、この上積み分は取り上げるぞということで、十分の二減額といふ措置をしたのだ、これはおかしくないというお話のようだ。しかし、私はそうなると、論理的にはおつしやることが一つの要素を持ち得るとしても、社会保障という根本の理念から見たら当てはまらない。それから社会の制度として各種の法律がござりますけれども、その法律に基づいて刑事上の罪を全部服役をしてとの状態に返つたら、それはそれで終わりなんだ、一般社会人として復帰をしてきたら何も問題はないと思う。一度とするなど、これが更生として扱われている問題でしよう。しかしあるお前はだめだ、一ぺんやつたから二割ずつずつと減らすのだ、こういう思想主義というのは、最低生活を保障するという立場からとられている社会保障制度の面から見たらおかしくないか、こういう気持ちが私はするわけです。それから、これもことばりをとるようで恐縮ですが、二割の減額というものが上積み分に相当するのかどうか。禁錮刑三年以上を受けたとしたら二割ではないはずであります、一応この政令をここで、給付制限率ごとにひとつ御説明をいただけたいと思うのですが、それはそのあと説明してからつけてけつこうですかけれども、いまの二割が上積み分に相当する、それ以上のものは何分に相当するわけですか。

いたします部分については給付制限をいたすこと
が適当でございませんので、そういう考え方方に立
ちまして、基礎的な部分については給付制限をい
たしていないわけでございますが、先ほど申しま
したように、いわば公務員の特殊性に基づく給付
の上積み分につきましては、そういう共済年金の
本質、性格からしまして給付制限が許されるので
はなかろうかという考え方方に立つて、給付制限を
行なうわけでございます。それが二割という考え方
方でございます。

国家公務員共済組合の場合の支給制限の基準を
申し上げますと、禁錮以上の刑につきましては十分
分の二の給付制限をする、懲戒免職につきまして
は引き続くその期間部分の額の十分の一を給付制
限をいたしております。懲戒停職につきましては
停職期間部分の額の十分の一を給付制限をいたし
ております。なお、特に各省各庁の長がこの割合と
によることを不適当と認めた場合には大蔵大臣と
協議をいたしまして、その協議によりまして支給
制限の割合をきめる、かようなことになつております。
○山田(耻)委員 それでは支給を停止するといふ
処分のはうはないわけでございますね。

○辻政府委員 禁錮以上の刑に処せられている期
間は支給を停止するわけでございます。

○山田(耻)委員 一九七七条の三項がそれを意味して
いるわけですか。

○辻政府委員 そのとおりでございます。

○山田(耻)委員 いまの御説明を見ますと、最高
で十分の一でござりますね。十分の二を最高に給
付制限をする。この問題につきましては、さつき
大蔵大臣がおっしゃつていましたように、恩給生活
の流れを受けてでき上がった公務員共済であるか
ら、あるいは地方公務員共済であるから、公共企
業体共済であるから、そういう給付制限といふもの
のも第一条の第二項の目的を受けて発生をしてお
るので、そういう二重制裁になるけれどもあるの
だ、そういうあなたの答弁だというふうに受けと
めるわけですが、私は、大蔵大臣がおっしゃつた

よられた。将来一本化になる。一本化になるといふうなことは、今日の時点で給付制限することは妥当性を欠いておるからそういう発想に大蔵大臣はなってきたのではないかと思うわけです。将来一本化になつたらやめますよ、そういうものは。そうして第一条の第二項もなくなつていくでしょう。給付制限、それもなくなつていくでしょう。こういうふうな純粹な社会保障制度といふ立場に立ち切れればそういう状態になつっていくだろうといふうな一つの大臣の御意見でございましたが、私は、いまの制度の中にある問題点をなくすることが妥当である、社会保障制度といふ立場に立つてですよ、なくすることが妥当であるということを認め合つての御発言だと思います。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

そういたしますと、たとえばいまの一条第二項をなくしていくことは当面はできない。しかし将来は、一本化になつたら考えましよう、こういうことなんですねけれども、いまのようく給付制限の事項につきましては、二重制裁といふ立場から切り抜けていくことが、ものの考え方、常識としてはそれはそのとおりだという答弁をいただいておりますけれども、こういうふうな問題点で、今日の生活権に直接影響を及ぼしてくるようなことになつておる条文については、これは改めていただきとはできないだろうか。給付制限といふのは禁錮刑を受けたそのとき、停職以上の処分を受けたとき、その期間内は九十七条の第三項によつて全面停止をする、以後は十分の二の減額をしていく。この以後の十分の二の減額といふ措置は、国民の生活権といふことから考えたら、生活権を脅かすわけです。この点は、今日の問題として排除してしかるべきではないだろうか。

私は、後ほど質問をするわけですから、公務員年金が今日のこの生活物価上昇の中で最低生活を完全に保障しておる、それだけの年金をもらつてゐるといふには思えません。その上になお終身二割も差し引いていくということになります

と、しかも奥さん、子供にまで影響させていくことを止めることは、社会保障制度という立場から見て私はどうも納得しがたい。だから、その罪に服役をしておるところには、あらためて人間更生として服役のための苦汁をなめる。そのことについて私は多少の理解度を示すことはできますけれども、服役後社会人となつたときに、なお社会保障制度の一環である年金は終生罰を加えて減額をしていく。こういうやり方は、常識からしても、社会保障制度、憲法二十五条の精神から見ても合致をしない。この点はひとつ検討していく。だいて、ほんとうに人間として、日本の国民として更生した人たちに対しても、やはりつなげに、差別なく社会保障制度の恩典を受けさせる、こういう措置をしていくのが、私は、法のもとに平等である。しかも権利として、既得権を持つたその人に對して当然の保障である、こういうふうにひとつ辻さんにお考えいただいて、御検討いただくということは、いまの皆さんたちのお気持ちの中からはどうしても引き出すことができないのでしようか。この点をひとつ明確にお返事をいただきたいと思います。

○辻政府委員 先ほど来、共済組合法の第一条の目的につきましての御意見は十分拝聴させていたいたいわけでござります。その上で重ねて理屈を申し上げるようでありますことに恐縮ではございますけれども、やはり現在の共済組合年金の制度と申しますものは、社会保障制度の一環であることはもとより間違いないところでございますけれども、そのほかに、いわば国家公務員制度の一環であるといふ性格があわせ有しているのではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。國家公務員は、申しまでもなく国民全体の奉仕者でございますので、そういう意味におきまして、公務の能率的運営をはかるということもまた重要な目的であるわけでございます。したがいまして、社会保障制度としての性格をそこなわない限りにお

きまとして、国家公務員制度の立場から、その面からある程度の制限を課すということは、現在の制度のたてまえから許されるのではなかろうかといふうに考へているわけでございます。先ほど来大臣もそういう複合的な性格のものであるとう審弁をいたしたところでござりますが、そういうふうに考へているわけでございます。先ほど共済年金の目的なり本質に立つて考えてみますならば、基礎にござります社会保障制度の一環としての給付をそこなわない限りにおいての給付制限というものは許されるところではなかろうか、そういうふうに思つてゐるところでございます。

○山田(恵)委員　社会保障制度の一環であるということは間違いないけれども、国家公務員法の公務員としての立場がそういう減額措置をさせるんだ、複合しておる、こういうお話をございます。

きょうは法制局を呼んでいませんので、私は一条の二項の解説をここで明らかにすることはできませんけれども、いまの年金関係をつかさどる皆さんたちの判断は、一条の第二項の目的はそれでわかりましたが、私、先般法制局といろいろこの問題について話をしたわけです。まあ法制局の事務官の皆さんとの見解としては、一条の第二項は、國家公務員として公務員法によつて仕事をする特殊職域の人たちだから、安心をして働けるように、第一項の老後の生活の安定、そして疾病その他によつて生じた今日の不安、こういふものを除去してあげる共済組合、そうして公務員として安心をして仕事ができるように第二項というはあるのであって、第一条第一項の生活の安定と社会福祉の向上を減殺させるようなものではない、こう見解を述べておるわけです。それからこの共済組合法のいろいろな解説、解説が大蔵省の方々から出されておりまして、これが大体今日の共済組合が出来ました解説の中には、辻さんなり大臣がおつしやついていたよううに、公務員としての性格を

若干におわせておる要素があります。しかし社会の
保障制度の一環であることが法律上明確に
なっている。そういう立場から見れば、私は、生
制局の解釈が正しい、これは将来必ずそうなつ
いかなければならぬ問題です。私、きょうお話を
ひしていなかつたのは、のことだけでそつと長く、
時間をとつては恐縮だと思つたからなんですが、
将来必ずこれは変革をされる条項なんです。給付
制限もそうです。

最近、皆さん御存じのように、生存権から完全に
に生活権にということで裁判も起つてゐるわけ
ですよ。そのことが判事の中では支持をされてき
ておる傾向なんですから、私は古い法律というの
はだんだんと修正されていくものと思います。
思いますが、現実に年金を取つておる大蔵省の皆
さんなりあるいは関係省の皆さんたちは、そつとい
う変化に対応できるような政治姿勢だけはとつて
いただかないと、今日の社会のトラブルといふ
のを解消することにならずに、むしろ激化するこ
とになるのですから、その点は政治を担当するも
のがしつかりと心に铭じておかなくてはならぬ。
だから、きょうここでは私は辻さんのいまの解釈
に不満を表明いたします。しかし、必ずいまの二
重制裁といふ考え方は、少なくとも社会保障制度
にかかる関連についてはその分野が最優先され
て法律は正をされていく、こういうふうにひとつ
御検討いただかなくてはならぬと私は思うので
す。

この点は、次官お二人お見えになつております
し、両方の次官の関係する共済組合のことを申し
上げておるわけですから、お二人の次官に対し
て、この一条第二項の将来の改正をされることとな
ら、このことによつて生じておる公務員の性格に
よる給付制限、このことは社会保障制度の上から
見たら適切でない、だから将来修正をする、その
ことのための検討に入つてほしいといふ私の主張
に対してものようにお考えになつておられるか、
ひとつお答えをいたただきたいと思います。

○山本(幸)政府委員 先ほど大蔵大臣からこの考

え方の基本を御説明申し上げたのであります。そういう御説明の骨子は繰り返しここでいまお述べになつておるとおりであります。私はもう一つ、いま日本の社会保障制度全般を通じて給付制限といふものををする、あるいは所得制限をする、そういうことが社会保障の面でいろいろあるよう思ひます。この考え方を将来の社会保障制度の上でどう考えていくかということ是非常に大きな問題だ、社会保障制度を論ずる上において非常に大きなテーマだ。しかし方向としましては、私はやはりそういう給付制限をする。あるいは所得制限をするということについてだんだん考え方をしていこうといふ傾向にあるようには思つてゐるわけなんです。しかし、直ちにまだどう簡単にはこれはいきません。またそういう社会保障制度全体の問題に加えて、ここでは一本化の将来といふものを考えて、一本化のときにはまたいろいろ考えられることであらう、こういうことであります。私どももいま御質問のお気持ちはよく了解であります。さて現実の運びとしましては、社会保障全体にわたる大きな問題でありますし、またいまはまだこの国家公務員共済組合制度といふものは恩給との複合といいますか、混和した状態にあつて、いわば未成熟の状態にあるという組合でもありますので、そういう点も考え方をせながら将来の問題をひとつ考えていきたい、こう思うわけであります。

○佐藤(文)政府委員　先生のお話をずっと聞いておりまして、権利として、また生活権として給付制限の撤廃をやるべき方向にいくのだ。こういう考え方の方はわからぬであります。しかし私はそれより以上に、公企体の職員には義務として国家の経済なりあるいは国民の福祉により以上に大きな責任が課せられておることを考えますと、給付制限の最小限の実施というものは将来ともやむを得ない、こういうふうに考えております。この点、先生のお考え方と違ふ点は残念でござりますけれども、私はそういう考え方を持っています。

○山田(耻)委員 次官お二人のお話は、私は何か無理に肩をいからせておっしゃっているような気がするのです。社会保障というものはそういうふうな無理の中で改革をされていくものじゃなくて、これはもう一つの人間生存、生活に関する基本的な条件です。そういう権力構造の中で支配でくるといらしろものじゃないのです。佐藤さんのお話というのは、まだまだ一つの統治、それが天皇制に直結しておるとは思いませんけれども、統治をする、共存して生存、生活をしていくという原理とは違うのです。

私は、一つの社会秩序というものは否定をしませんよ。否定をしないのですけれども、いまのお話

では、あなたの思想を拡大して延ばしていくと生存権を否定するのです。生活権を否定します。それ

は私は社会保障制度という立場から見たらい

ただくことができないのです。公共企業体の共済組合制度といふものは社会保障制度である。それは

解釈の中で明確になつてゐるのです。特殊職域

の社会保障制度であるということになつてゐるの

です。だからそこに、企業の秩序を守るためにお

まえの生存権を脅かすぞ、こういう発想になるこ

とは間違いのですから、この点は現行制度をや

はり改めていくといふ立場に立つていただきいて、

その原点に帰つていくといふことを皆さんたちの

政治姿勢の中に育てていただきなければいけな

い。

いまあなたのおことばをそのままいただくこ

とはこれは日本の国会としてもできないのじゃな

いですか。昭和元年に立ち返つてほんとうに国民

の生活権をしつかり守つていく。ただ現時点は財

政的にも制度的にもまだだ不十分だからこれか

らしつかり國としては努力をするといふ立場から

見ても私は間違つてゐると思う。それはいまの企

業内罰といふものがある限りあなたのお説は出る

と思う。しかしその企業内罰といふものが歴史を

経て変化をしていくわけですから、しかも昭和元年といふものは変化を意味する初年度でしょ。

私はそういうおっしゃり方だけではなくはだ

寒い気がするわけです。

だからこの点は、いまあなたのおっしゃつたことはおっしゃつたことで記憶にとどめておきます

けれども、しかし、それはあしたに向かつて進んでいく日本の社会保障制度の国家として、自民党

政府のいう社会福祉国家へ衣がえをしていくとい

うその論理から見るならば私は間違つてゐる、このように思つて、やがてそれぞの関係法は修正

をする、これは愛知大蔵大臣の立場を私は一刻も早くという立場で同感をしておるのでござります

から、そのようにひとつ御判断いただきたいと思

うわけであります。

山本さんのおっしゃつてることは、所得制限と給付制限とを同じ質に見ておるのですか。私はとん

でもないことだと思う。もう收入があり余つて、や

れきようはゴルフ、やれきよらは赤坂へ行こうが、

どうしたら金を使ってみてるだらかと苦しみ悩

んでおられる人たちに年金をつけてあげることはない、というのが所得制限ですね。しかしその額が、

あまりにも所得制限の幅が広過ぎるというのが私たちの改正の趣旨です。これはきょうのこここの問

題じやございませんよ。国民年金の問題に関する

問題です。そのあり余る人たちに所得の制限をか

けて、国民年金の給付をしないといふ発想と、最

低生活すら維持できない、年金をもらつてゐる人

が社会保障として片側でしつかりとそれが保障さ

れてゐると法律的にいわれておるにかかわらず、

なお給付制限をしているこのやり方は、私は憲法

二十五条の精神から見ても、企業内罰が将来にま

で、終身、妻子にまで及ぶようなやり方はいけ

ませんといつてゐるわけです。その点は大蔵大臣

も、それは将来の一本化の過程の中で、一条第二項は修正をされていくものと信じてゐると大蔵

大臣は言つてゐる。こういふものに継ぎ足すのが

次官の意見であつてほしかつたわけです。できる

だけ早く検討して、そういう企業内の制裁から及

ぼしてきた分まで含めたこの給付制限といふもの

は検討します、それが大臣の答弁に対する次官と

しての継ぎ続でなければならぬはずだ。それがあ

なたは国民年金の所得制限まで引っぱり出し

て、こういふものがあるのだから、長い年月かけて

といふふうなことは、これはくそとみそと一緒に

している筋違いのことです。

これはひとつそのようにお考えいただいて、将

来に向けて早く検討の準備に入つていただきたい

で、こういふものがあるのだから、長い年月かけ

てといふふうなことは、これはくそとみそと一緒に

している筋違いのことです。

なたは国民年金の所得制限まで引っぱり出し

て、こういふものがあるのだから、長い年月かけ

ように検討する、すぐやれということを言うておるならもつと逃げなさいよ、逃げ方があるんだから。そんじやなくて検討していく。こうしたことぐらいはおっしゃらないと、国会における年金問題の審議というふうには受け取れぬような茶飲み話になつてしまふ。

だから、いまのような矛盾が現存し、現実にあらざるわけですから、この点については検討していく、直すようにしていく、こういう立場をひとつ、これから検討していきたいということをお聞きすれば一番いいのですけれども、矛盾がある、未成熟だということだけをお聞きしておつたのは国会審議ではないような気がするのですが、いかがでございましょう。

○山本(幸)政府委員 未成熟ということばが多少誤解を招いたようですが、未成熟なという意味は、先ほど申し上げましたように、つまり組合員が年金を受ける立場において同じであるということでは現在はないわけです。つまり恩給部分を持つておる人がまだたくさんいま国家公務員の中に残つておるという意味では、この制度はまだ未成熟である、私はどう申し上げておるわけであります。つまりもう恩給期間といふものを持つてないという組合員ばかりなつたときは、国家公務員共済組合というものがほんとうに成熟してきただ、私はこういえると思うのです。そういう意味で私は未成熟ということばを申し上げたということを御了解願いたいと思います。

○山田(耻)委員 次官 私のお聞きしているの

は、いまの共済組合法に基づく、あるいは厚生年金なり公共企業体の共済組合法に基づくいろいろな法改正というものを、今日のこの委員会における総論的な立場から、私は矛盾しておるとお尋ねしているわけです。何もいま戦前の国会で議論しておると違います、ちゃんと公務員の場合は昭和三十四年から一応恩給というものはなくなりまして、そして公共企業体は昭和三十一年からなくなつて、それぞれ新しい法律が生まれました。このときの論議は私は存じませんけれども、

ようになつておるのですから、あなたとの解釈に立つて申し上げておるのを

おそれておるのを

一つの過去の思想的なものを引き継がれてきておる、そういうものとは関係がないのですから、新法が新しい共済組合制度の中で行なわれていて、そこにあるいまの九十七条による給付制限と検討してくれ、こういふことを言っておるわけです。恩給をかけた人たちがまだ生きておる限りはだめだとか、そういう人たちも通算をしておりますからいけない、そういう制限を受けた人もいるのだから、その人たちがいなくなるまではだめだというのは、新しい共済組合法の精神ではない。いま私が伺っているのは、新しい共済組合法がでてきてから今日の問題として伺っているわけですですから、そういう古い残滓があるとすればそれはやはり取り除いていかなければならぬし、山本さんのお話の中でもその分は取り除いてもらわぬと、新しい制度になつてはいるのですから、そのように理解をして、いまの矛盾を検討していくだけ、こういふことで御理解いただけませんか。

○山本(幸)政府委員 繰り返し何度もお答えすることになりますけれども、新しい国家公務員共済組合制度が社会保障制度として新しく生まれ変わつておるんだということについては、何も私は違つた意見を持つておるわけではありません。また、恩給法の適用当時勤務された方がいなくなれば、だんだんにそういう方向をひとつ考えていただきたいというお考えであるとなるならば、私はそのとおりだと思うのです。社会保障制度の全体の充実という方向の中の一環として、こういう問題も将来だんだん考え方もあるうといふことを先ほど申し上げておるわけでございます。

○山田(恵)委員 この話はまたあらためていたらないのですね。大臣はアンバランス部分、そして制度上の矛盾、こういふものを片づけていかないといふことはできないと言つておるのですよ。そして一本化ができないと言つておるのですよ。

て、その過程でなお國民なり各組合のコンセンサスを得なければ、私は非常にむずかしいと思ふ。だから、このアンバランスなり制度的な矛盾などを組合なり國民のコンセンサスを得ていいは一になるでしょう。だから私は、将来一本にするということを國民に明確にしながらコンセンサスを求めていけば、この矛盾はこうしてほしいところで、そのほうがむしろ早いんじゃないかも。言つたけれども、大臣はそれに対しては御答弁せませんで、当面のアンバランスなり制度上、矛盾なり國民のコンセンサスを得る、これをいいこうという、それが今回の法改正の中にておりますという答弁。

いまでの大臣の考えられた見解でしよう。それを私が言つてゐるのは、もう簡明直截なんですか
がここで問題提起をしまして、九十七条なり公共企業体の第二十条なり、こういう矛盾があるから、この点についてはひとつ御検討いただけませんかと言つてゐるのを、恩給を持つてきたり、所得制限まで引っぱり出されて、意味ないのです、こんなものは。
私が言つてゐるのは、もう簡明直截なんですか
ら、その点について、いや検討せぬ、佐藤さんみ
たいに、あつて当然だ、こんなもの悪いことをし
たやつは錢はやらぬ、かつて死んでしまえ、これ
が日本で言う社会保険制度なら、それだけつこ
う。それが自民党政府の言う社会保険制度ならそ
れでもけつこう。だからどちらかの答弁をしてく
ださいよ。検討するならする、こんなばかばかし
いものはせぬならせぬ、どつちか言つてください。
い。そうしないと、これは次へ移ろうにも移れぬ
ようになつてしまつて私も困りますから、お願ひ
します。

○山本(幸)政府委員 先ほど大蔵大臣から御答弁
があつて、その御答弁には御了承をいただいてお
るようありますから、その線で御理解をいただ
ければけつこうだと思います。ただ、私が申し上
げて多少誤解を招いたかもしれないと思うのは、
私は社会保障制度全体の中で給付制限といふもの
をやつておる、しかし、そういうものは将来の社
会保障制度のあり方として検討されていくであろ
う、こういうことを申し上げておるわけであります
。所得制限の話も申し上げましたが、現在の社
会保障制度の中にも所得制限のあるものがござい
ます。そういうものについても、社会保障制度を立
てる場合に、社会保障制度そのものはそのも
の、それからそれに対してもんた制限の事項が
あるわけありますけれども、そのことはそのこと
ととして切り離して別に考えていくといふ方向
に、将来の社会保障制度といふものはいくであろ
うということを申し上げておるわけでございま
す。それが先ほど來、少し恩給制度を持ち出した
とか、所得制限を持ち出してとかということで認

○佐藤(文)政府委員 私は、いま先生がずっと質問なされたことがやはり論議の対象に当然なることであるだけは否定しておるわけではございません。ですから、公的年金制度調整連絡会議の中でもどういう論議をされているのだろうかといふことで私自身も勉強してみました。大きく分けて第一点は、いまの年金制度、共済制度、こういうような問題について改定の対象となる部分といふものは一体どなんだろうか、こういうことと、あるいは対象となるものは一体どういう人であろうか、あるいは改定の指標の求め方といふものは一体どういう指標を求めていくべきであらうか、あるいは年金改定の時期並びに方式についてはどうあるべきであろうかといふことが連絡会議で論議されて、一つの例を申し上げますと、改定の時期なり方式で自動改定方式をやるべきであるという意見、半自動改定方式をやるべきであるという意見と、それから財政の負担の面についても、国に大きなウエートを持たせろといつた先生の先ほどの御意見と、第三者負担が原則であるという意見、これはいろいろ論議の中心になつて、まだ結論が出ていません。しかしそれがやはり論議の対象になつて、その中にいま言つた給付制限の問題点だつて当然論議の対象になつてゐるわけであります。

したがつて、いま公共企業体のこの法案の中に書いてある給付制限といふものについて次官はどう考へるのか、こうなりますと、私はいまの権利あるいは生活権といったよな面については、一時行政権なりあるいは刑事罰を受けるその面においてはストップしても理解できると思ひますが、しかし一般社会に復帰して、堂々と罪の償いを済ましたあとにおいては、そこまで永久に給付制限をする必要はないのではないか、こういう先生の御意見、これも私はわからないではありません。しかし、たとえば国鉄の職員が国家の経済なりある

いは国民の福祉に最大限の奉仕をするようなことがあります。が要求されているのが国民の願いなんですね。ですからその期待にこたえて国鉄職員というものはがんばっているのです。そこでそういう行政罰なあるいは刑事罰を受けた場合においては、いまの段階においては、やはり給付制限といふものを設けていく、最低限のものを設けていく、国鉄では年額あるいは一時金に対しても十分の二から十分の五、こういうふうに私は記憶しておりますけれども、そういうようなものはやむを得ないのでなかろうか。しかしそれは将来における公的年金制度調整連絡会議において、改定の対象となる部分といふものは一体どういうところだろうかといふ中で論議の対象になっていくということは当然でございます。ただその中における将来にわたるいろいろな意見といふものをわれわれは見込みながら、やはり将来に向かって考えていかなければならぬ重要なポイントであるということだけは私は否定しておるわけではありません。そういう意味です。

○山田(耻)委員 この問題はこれで終わりたいと思いますが、お二人の意見をかりだしてきたのですが、将来八区分を一本にする。それで今日の制度上の矛盾、いま私が言ったのは給付制限だけですがれども、ずいぶんあるんですよ。こういうものは委員会あたりで、あるいはそれぞの関係審議会で十分議論されていく段階に入った、このことはお二人ともお認めでござりますね。検討する段階に入つておる。

ただ私がとりわけきょう申しましたのは、同じ公的年金の中で一番国の歳出の部分、いわゆる国庫負担が多い国民年金、一番目に多い厚生年金、この国民年金、厚生年金が全公的年金加入者の大体八〇%以上占めているのですね。両方で四千五百万くらいい占めておるので。この人たちに 대해서はいろいろな給付が低いということでいま問題になつて、國もかなり配慮なさつてゐるようですがれども、しかしこの国民年金なり厚生年金の人たちは給付制限がないのですよ。そうして特に

公共企業体関係と国家公務員関係には給付制限がある。これがいま私の申し上げた質問に対する争点の軸であったのですが、しかしこれは社会保障制度であるという立場から新しく生まれてきた国民年金、厚生年金等の立場が、やがて人間として保障されていく最低の権利、こういう社会保障制度といふものはあるまね全国民に適用する、法律制度はこうなっている。だから憲法上のすべての国民といふ立場の中には、農民も漁民も一般の民間企業の人たちも国家公務員も平等である。それが旧來の古い思想から見たら、支配権という関係と被支配者、こういう立場に官僚というものが非常に多くの権力を持続してきた。そういう一つの背景がここにはからまって、こういうふうな一つの状態があつた。そういうふうなことを私は申し上げて、一条の目的の第二項を指摘をしたわけです。
ところが、いま佐藤さんは、国民経済といふとばを使われている。国鉄にしても電電にしても、専売にしても、この人たちだけが特別に国民経済をになつておるのじゃないのです。日本の農民も日本漁民も日本国民も、今日どれほど苦労を重ねながら日本の国民経済をささえておるか。差別はありませんよ。みんなひとしい国民です。

だから、公共企業体の人たちだけが国民経済の手として、そこに秩序を乱した者は、おまえは終身罰を食わせるぞというふうなやり方は、これまであなたの御答弁としていただけない、社会保障制度から見るならば、やはり厚生年金も国民年金もすべて同じなんです。国民経済から見たならば、公共企業体も民間企業体も日本の農漁民団体も差別はない。それぞれが持ち場を守つてしまふばかり日本の国民経済を高めてきておる。差別はない。だから、国民経済という立場から見てはいけない。だから社会保障制度の一環であるということばかりで、すべてを包括をしておるというふうに私は受けとめた。

これはこれで打ち切ります。打ち切れますが、どうかひとつ両次官とも、いま起つておるアンバランス、八区分のアンバランスと、それぞれが

持つておる制度上の歴史が違うだけにある矛盾、それに組合員なり国民とのコンセンサス、この致点を求めるために今日の法改正を出したといふのであるならば、出されてない部分を私は指摘したわけですよ。それが給付制限という非常に田畠的背景を持つものだけに、私はこうした長い時間かけたわけですが、制度上の矛盾です。大蔵大臣が言つているようにこうした三つの矛盾点を解決をして一本化へ、それが大蔵大臣の、私一個人、私自身の意見だが、と、前置きをしての所信がありました。それを受け継がれて山本次官なり佐藤次官のいまの答弁としては、本当にこつこつおこるこの矛盾を解決をするために御審議いただきたい。

だから、佐藤次官のほうは、それが制度審議会その他には議論が出ておる。だから矛盾は矛盾として必ず解決しなくちゃいけないし、山本次官のほうも大臣のおっしゃるとおりだとおっしゃいますから、そういう問題点が起つてきたら、ことなるものは政治の分野で片づけなくちゃいけないのですから、そうしないところに国民の不満はほんのつくるのですから、やがてこうした問題でどうなんだんと大きな社会問題になつてくるのですから、ここああたりでこうした気がついた矛盾点は私たちの責任として解決に取り組む。そして必要な関係に検討を求める、こういう気がまえと政策への意欲だけは私は消していただきたくない。そういうことをお願いをして、この給付制限についての質問は終わりたいと思います。

委員長、あとたくさんあるのですが、十二時になつたらやめてくれというお話ですが、こればひとつこらえていただいて、まだたくさん問題がありますから、ひとつ午後に再開していただいて質問を続けたいと思います。

○鴨田委員長 午後一時四十五分より再開することにし、この際、暫時休憩いたします。

○木村(武千代)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山田耻日君。

○山田(耻)委員 午前中の質疑で、国庫の負担割合というものがいろいろな分野に影響をしてきておるわけですが、国庫の負担を八区分に分け違うわけすけれども、これを同率にする、なお年金支給額にアンバランスを生ずる、だから今日のように国庫の負担分がアンバランスになつておることが、年金支給総額をできるだけ一律化していくのに妥当な措置だというふうな御見解が述べられておりました。この点についてもう少し深めてみたいと思うのであります。大体八区分に分けて国庫の負担率はそれぞれどういうパーセントを示しておるのか、お伺いいたしたいと思います。

○辻政府委員 厚生年金の場合には、御承知のように、国庫負担割合が二〇%でござります。船員保険につきましては二五%でございます。国民年金につきましては三分の一でございます。国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公企体職員等共済組合につきましては、これは公経済の主体としての負担でございますが、一五%になつております。私立学校教職員共済組合と農林漁業団体職員共済組合につきましては一八%ということに相なっております。

○山田(耻)委員 国庫の支出ですから、税金を歳入で受けた国庫で歳出で出していっている。欧米諸国には非常にこれが多いけですね。社会保障制度の中の税として受けて、そして歳出でまかなう。日本の場合もいまの国庫負担率がばらばらであるところに、いろいろと、国民の側から見たら、いわゆる保険組合の側から見たら、私たちの年金はこんなに少ないがあなた方は多い、これは國の、国庫の負担分が多いのじゃないか、こういふふうな素朴な疑惑を持つわけです。

ところが、逆にながめてみまして、一番公的年金の低い分野である国民年金は、いま申されまし

したように三分の一ですから、三三三・三三六強、そして船員保険のほうは二五%、厚生年金は一〇%。船員を除きまして、比較的給付率の低い分野にはなるわけです。しかし、国民の立場から見たら、それは一つの今日の施策の中から生まれたやうな気がしてまいりますと、イコール、本人負担なり事業負担が高い、ということに単純な頭ではございまして、やはりあるべき本来の姿としては、さつき申し上げた一本化ということが前提であります。ところがいろいろ年金に差を生じさせておる、こういろいろに判断をいたしておるわけでございまして、やはりあるべき本来の姿としてからこの国庫負担歳出分も同額にしていく、こういうことが当然あり得てしかるべきではないか。この点、未來永劫にわたつて差をつけておくといふことではないという説明をさつきいただいたわけでございますが、これは辻さん、いかがでござりますが。

か、あるいは公衆衛生でござりますとか、そういう施策よりは優先度が低いというふうに考えていいます。しかし、もちろん社会保険制度につきましても、国庫負担が先ほど申し上げましたようにあるわけでございます。その場合に、どういう場合に国庫負担をするとかと申しますと、保険料だけでは社会的に要求される最低限度の給付水準を維持、保障することができないような場合でござりますとか、あるいはまた被保険者の範囲が負担能力の低い層に及んでいる場合、そういうような場合には限りまして制度全般の均衡・緊要度を勘案いたしましてごぞいなさいます。そこで、そういう点も加味いたしまして特に高率の負担をしていく次第でございます。

それから一般の厚生年金と共済年金との国庫負担についてなぜ差があるかという御指摘でございますが、これも御承知のように現在の厚生年金の水準と共済年金の水準とを比較いたしてみると、今回厚生年金の大幅な改正を予定いたしておられますとして、標準的な年金額を五万円に引き上げるということを別途御提案申し上げておりますが、共済年金のほうはそれに比較いたしますと、いたしまして大体六万四千円程度に相なるわけになります。そのほかに、御承知のように受給開始の年齢が違うわけでございまして、厚生年金の場合には六十歳からもらえますが、共済年金の場合には五十五歳からもらえる。つまり一生のうちに年金をもらえる期間が違います。そういう違いを全部総合いたしまして給付水準を比較いたしてみると、共済を一〇〇といたしますと厚生年金の水準が大体六割ないし七割程度である。そこで、そういった給付水準の差がありますのに同じ国庫負担をするということは、か

先づて均衡を失するという観点に立ちまして、先ほど申し上げましたように、厚生年金は二〇〇%でござりますが、共済年金の場合は一五%、こういう国庫負担にしておる次第でございます。

○山田(邸)委員 八区分の調整をするということとで負担率をそれぞれ変えていけるといふお話を。それはそれなりに私わかるわけです。ただ問題は、厚生年金にいたしましても、年金の給付額は非常に少ない、公務員に対して六ないし七である、こういうことになりますと、思い切つて国庫負担を増額をして、できるだけ最終の給付額が同じようになり、しかも年金を受け取る年齢もほぼ同じにしていく、こういうふうな作業を今日までお考えになりお進めになつた一つの例が今回の五万円年金ということでしようけれども、しかし、それでもなおまだ公務員なりその他に比べてみて比肩すべき額ではないわけです。

五万円年金とおっしゃいますけれども、実際には大体二万五千五百円程度の年金が三万六千円程度になるだけございまして、五万円年金にはなるかにまだ距離がござります。五万円年金を受け取る人というのはごくわずかですね。それはやはり財源的な保証といふものがないからできない。結論は簡単なんです。それは、端的に言えば、掛け金率を事業主、被保険者本人に思い切つて増額をする方法が一つと、それはしかし社会保障制度のあり方としてはおかしいから、国庫の負担率をふやしていく、この二つしかないはずです。その國庫の負担率を、いまの百分の二十から百分の三十に引き上げていくことは、いずれか二つのうち一つを選ぶということになつたら、当然どちらか選ばなければならない。それを行政サイドでながめていけば、やはり国庫の負担といふものをできるだけ高めてあげる、そして社会保障制度の名にふさわしい年金を、同じように国民となつておるとして、概念的にはそういうふうに統一されたものにしていく、この考え方は、私は誤っていないと思います。

だから、国庫負担といふものがいまの財源二割ないし七割しかないというのだったら、国庫の負担といふものをそれに見合ひよう引き上げていく、あるいはそれに近い金額に引き上げていい、こういふようなことはお考へになつたことはございませんか。

○辻政府委員 年金に対します国庫負担の割合でございますが、諸外国について見てみますと、イギリスは被用者保険につきまして二〇%でござります。西ドイツは約一五%でござりますが、アメリカ、フランスにおきましては、原則として年金に対しまず國庫負担はございません。そういう諸外国の例等を勘案いたしまして、現在の厚生年金その他わが国の年金制度におきます国庫負担の率と申しますものは、かなり高率になつてゐるのではないかというふうに考えておるわけでござります。

なおまた、ただいま厚生年金の水準についての御質疑があつたわけでござりますが、御承知のように、ILOの条約におきましては、未熟練男子労働者の平均賃金の四〇%ないし四五%という基準が示されておるわけでござります。厚生年金の今回別途御審議をいただいております五万円年金の給付水準は、平均の標準報酬に対しますと六割をちょっととこえております。それから賞与まで含めました現金給付の総額に比較いたしますと、四六%でござりますので、ILO条約を上回つておりますし、国際的に見ましても相当な水準ではなからうかというふうに考えておるわけでござります。

○山田(耻)委員 問題は、国際的な比較、ILOの調査資料に基づいてお話しでございますが、これはどの部分を引き抜いてそれを言ふのかによつて違うわけです。一般的に見て、一九七二年、去年のILOの調査資料を見ますと、我が国がまだついている社会保障費の中で年金がどれだけを占めておるか。このILOの比較を見ますと、私のほうの比較では、日本は、社会保障費の中に占める年

金は八・六%しかございません。フランスが三・二%，イギリスが四二・二%，イタリアが四八・七%，西ドイツが五六・二%，アメリカが六八・四%，こういうふうになつております。日本は八・六%で、大体アメリカの八分の一、あるいは西ドイツや比較的経済的に豊かでないイタリアあたりと比べまして六分の一弱、五分の一強、こういう状態です。

だから、社会保障制度といふ全体の国家支出の中で、いま年金の分野だけ、たとえば国民年金が三三・三%，船員保険が二五%，厚生年金が二〇%，私学一八%その他一五%、こういう比率を比較すれば、いまおっしゃるように比較的日本の存在といふものは高いかもしませんけれども、社会保険費全般から見たら、日本の年金といふものは従々るもので、これを比較されて申されたのでは、なかなか国庫負担率を上げないという立場に立てば、そういう御意見は十分私はうかがえますけれども、できるだけ国庫の負担を上げて、そして被保険者なり事業主負担といふものができるだけ軽くしていくといふ考え方にして、私のような見解が出るわけですね。

ただ、いまの辻さんのお話の中で見ましても、

国庫の負担率が非常に低い國もござります。たとえば日本の場合は三一%，西ドイツが二八・二%，イギリスが四九・八%，フランス、イタリアは一八%と一九%で、日本より低いです。低いけれども、こうしたところはたいてい事業主と被保険者の割合は三対七ですよ。被保険者のほうは三割かけ、事業主が七割かける。そういうところは国庫の負担率は比較的下がっています。しかし、社会保障の費用といふのは膨大に国家予算に組んでおりります。その中で年金が占める分は、最初に申しましたように、日本は八・六と非常に低い。だけれども、相対的に見て年金部分だけ見ますと、いまようこそ申上げておるのは、社会保障費

全般の話を私はしておるのではないのです。いわゆる年金制度、その年金制度の中の国庫負担率のアンバランスといふものがどうしたら是正できといけるか、そこにいま申されたようにいろいろその区別に背景があるし、ますます格差を拡大しあはいけないから、負担割合をそのように差別をつけておるし、厚生年金は五万という形に持つていくために、本人負担なり事業主負担を増額していくお話に尽きたよ

うでございますが、厚生年金を本物の五万円年金にしていくために、国庫負担を三〇%程度に引き上げたら、私は財源的に十分だと思う。だから、少なくとも国庫負担を三〇%基準までに引き上げ

ていく努力といふものが年金額を引き上げるといふことを相関性において特考えられないか。本

人の負担率といふものをふやすことは国際的にはむしろ逆の現象をとつております。事業主負担がふえてきておりますから。やはり国庫の負担といふものをお考へいただけないだろうか。この点に

ついてはいかがございましょうか。

○辻政府委員 御質疑の冒頭に社会保障基準の中

に占めます年金給付の割合が低いことを御指摘い

ただいたわけでございますが、それはそのとおりでござります。ただそれには二つの大きな理由がございまして、一つはわが国の老人人口の割合が

非常に低いということです。六十五歳以上の人口

をとつてみますとわが国の場合は七・一%でござ

りますが、諸外国は大体一〇%から一四%程度で

ございまして、一つはわが国の老人人口の割合が

非常に低いということです。六十五歳以上の人口

をとつてみますとわが国の場合は七・一%でござ

ります。しかも労使折半でございまして、千分の

九十九分の二を労使で負担しております。アメリカも労使

折半の原則をとつております。諸外国によつてお

りまして、千分の百八十という保険料を取つてお

ほどインフレは悪化しつつある。日本もその例外ではありません。そういう中で、運賃値上げをさせるということの批判がかなり強く国民の中に出てきておる。国鉄に国庫で支出すべき一五%の負担金を、その国鉄に背負わせておるということは一体どういうことなんだろうか。

もつと端的に言えば国庫負担というのは税金の負担ですね。税金で見ている。社会保障の基本原理はそろでしょ。ところが国鉄、専売、電電といふのは原則的には受益者が負担をしています。独立採算制をとっていますから受益者負担です。だから鉄道を利用し、たばこを吸い、電話をかける人たちの負担で国庫の支出という名目を貢こうとしておる。これは私は邪道じゃないか。確かに国鉄も専売も電電公社もいわゆる国有である。それぞれの事業法を見ると、その基本の中に公共的性格を持つと同時に、企業的性格を持てくなっている。しかし、原則は国の經營する事業といふ立場をとっているから、税金でめんどうを見るのも、国庫の負担として支出をしていくのも、鉄道運賃をもううた中から払っていくのも同じだという理屈にはなりませんよ。ではこれはどういうことになるのですか。

○住田政府委員 国鉄、電電、専売の公共企業体につきまして、国庫負担分は、先ほど大蔵省から

御答弁がありましたが、現在のやり方でこの国鉄が負担しているというのを現在のやり方で

ございます。このような負担を国鉄にさせておいて、一方国鉄が再建計画を実施していくのは矛盾しているのではないかといふ御指摘だらう

と思うのですが、現在の国鉄再建十カ年計画におきましては、先ほどお話をございましたように、三兆六千億の助成金を出して再建するわけござります。したがって、たとえば地方赤字ローカ

ル線について補助をするとか、あるいは公共運賃割引について補助するといふような個々の項目について助成しないで、全体として特に過去債務の負担を軽減するとか今後の資金についての利子負担を軽減するということを中心的に、全体としての国鉄の財政がどうなるかということを見て助成をいたしておるわけでございます。国庫負担金の一五%は国鉄の経理といたしましては人件費の中に含まれるわけございまして、人件費といたしましては当初五カ年間は一二・三%、後半の五カ年間につきましては一〇・三%の上昇率で人件費をはじいております。したがって、今後の国鉄の国庫負担の分もその範囲内でまかなえるわけでございまして、そういうのをまかなって十カ年目に黒字に転換するということで、国鉄財政再建ができる、そういうふうに考えているわけでございまます。

○山田(耻)委員 何か質問がかみ合わないので、要するに国庫負担といふのは国の税金、歳出

が、要するに公的法人としての日本国有鉄道、専売

公社、あるいは電電公社をつくったら、そこには

その人格があるわけです。独立採算制をいっしられ

ます。それが住田鉄道部長のように、三兆六千二百

億の金を十カ年間で出してくれる、これは何に入れるということではなくて、そういうことも全部含んでいるのだといふことをおっしゃつております。

○山田(耻)委員 私は、国が經營すべき企業として、そこに公的法人としての日本国有鉄道、専売

公社、あるいは電電公社をつくったら、そこには

その人格があるわけです。独立採算制をいっしら

れますから。たとえばそれぞれの事業法を見

ます。それでも特殊な性格が出ているわけです。それは

完全に独立した企業です。しかし、そこには公法人としての公益性を持たせておりますから、いろ

いろそういう意味からの制約もあります。

しかし、社会保障制度として確立された年金

制度は、国庫と事業主と被保険者、三者が拠出

をし合つて保険財政を保つておるわけです。だ

から、法律では三公社に対しては一五%国とし

て補助率をつけておる。一五%国庫として負担

をするとなつておりますね。だから、一般から

見ますと、国庫の負担といふのは、私が申し上

げましたように、歳入で、税金で得て歳出で出し

ていく、これが国庫の負担の原則です。それが三

公社だけはいまのようく企業に持たせておる。そ

れがたまたま公益法人としての一つの人格があ

りますが、この再建にあたりましては、個々の項

目について助成するということではなくて、国鉄

全体についていま申し上げた三兆六千億の補助金

を出して最終年度の十カ年目に三千七百億円の黒

字を出すという形で再建をいたしているわけでござります。したがって、たとえば地方赤字ローカ

ル線について考えておるわけでござります。

もちろん、ただいま山田委員の御指摘のよしな

いことは、私は国庫負担といふ法律のたてま

えから間違いであらう。それはかつて国が經營し

ておったのだから、いまでも国が総裁の任命権を

持つておるわけだから、予算、決算を見るのだ

そういうこととは別なんです。だから私は、ここ

は企業にかぶせていくといふのは酷ではないか。

その事情の中で、非常に優秀な企業とほんとう

に破産に瀕しておる企業との違いがまたおのずか

らであります。理由もまた違うものが出てきま

す。それが住田鉄道部長のように、三兆六千二百

億の金を十カ年間で出してくれる、これは何に入

れるということではなくて、そういうことも全部含

んでいるのだといふことをおっしゃつております。

○山田(耻)委員 まだいま御指摘のございました

十カ年計画の再建対策を立てておるわけでござい

ます。全体としてそういう再建計画対策によりま

して国鉄の体質改善をはかるということを計画し

ておるわけでございまして、この問題と、ただいま御指摘のございました公経済の主体としての長

期給付の問題は、おのずから別の問題であろうか

と思います。

○山田(耻)委員 私は、國が經營すべき企業とし

て、そこに公的法人としての日本国有鉄道、専賣

公社、あるいは電電公社をつくったら、そこには

その人格があるわけですが、独立採算制をいっしら

れますから。たとえばそれぞれの事業法を見

ます。それでも特殊な性格が出ているわけです。それは

完全に独立した企業です。しかし、そこには公法

人としての公益性を持たせておりますから、いろ

いろそういう意味からの制約もあります。

しかし、社会保障制度として確立された年金

制度は、国庫と事業主と被保険者、三者が拠出

をし合つて保険財政を保つておるわけです。だ

から、法律では三公社に対しては一五%国とし

て補助率をつけておる。一五%国庫として負担

をするとなつておりますね。だから、一般から

見ますと、国庫の負担といふのは、私が申し上

げましたように、歳入で、税金で得て歳出で出し

ていく、これが国庫の負担の原則です。それが三

公社だけはいまのようく企業に持たせておる。そ

れがたまたま公益法人としての一つの人格があ

りますが、この再建にあたりましては、個々の項

目について助成するということではなくて、国鉄

全体についていま申し上げた三兆六千億の補助金

を出して最終年度の十カ年目に三千七百億円の黒

字を出すという形で再建をいたしているわけでござ

ります。したがって、たとえば地方赤字ローカ

ル線について補助をするとか、あるいは公共運賃

割引について補助するといふような個々の項目に

ついて助成しないで、全体として特に過去債務の

負担を軽減するとか今後の資金についての利子負

理はそろでしょ。ところが国鉄、専売、電電といふ

ものは原則的には受益者が負担をしています。

もつと端的に言えば国庫負担といふのは税金の

負担ですね。税金で見ている。社会保障の基本原

だ、こういうふうな立場はとられておりません。それだけに私は、三公社に対していまやつておる一五%の国庫負担を背負わせた、しかもこれも一五%になりますと、だんだんと金額はかさんでまいります。かさむ一方です。これがかなり重荷になる企業、ことに国鉄なんか重荷になつてくるものと私は思います。これは佐藤次官どうでございましょう。次官としての見解はいかがでございましょう。

○佐藤(文)政府委員 国鉄の財政再建にとって、いま先生の御指摘になりました共済組合の負担金の問題は、人件費とあわせまして私は大きな問題だと思います。これは率直に認めざるを得ません。そこで、先生の言われた原則を貫いてこの負担金をまた別な面で、原則に照らして國の一五%を出すということに踏み切るには、なかなかいろいろな問題がございます。したがって、人件費の中に含めまして、向こう十カ年間に徹底した国鉄自体の合理化、近代化を行ないつつ、國の助成と國民の賃貸の値上げに対する御了解を得ながらやっていこうといふ再建案を立てまして、御審議をしていただき、衆議院で貴重な意見をいただきながら通過させていただいたわけでございました。ただ、先生が言られたこの負担金の点については、国鉄再建の上における大きな問題点であるということだけは間違いない事実であることだけを私は認識いたしておる次第でございます。

○山田(耻)委員 まあ、たいへん将来問題になるという事実は同感だとおっしゃるわけですが、ではこうしようといふ見解はまだいただけないのですが、いずれ、佐藤さんのほうからこうすべきだという見解もきょうは聞きたいと思います。

私は、いま国庫負担一五%だけの問題じやないと思うのです。過去勤務債務に対する負担まで差別しているでしょう。国鉄からきょうお見えになつておりますが、国鉄が過去勤務債務として今までどれだけの累積額を持つておるのか、項目別に述べていただきたいと思います。

○清水説明員 お答えいたします。

四十六年度末の数字で申し上げたいと思いま

してきておるわけです。あるいはまた外國の特殊

法人におりました人たち、満鉄にしても華北にい

たしましても、開拓にいたしましても朝鮮鉄道にいたしましてもそうでございますけれども、そろ

ました。

三百六十四億五千万円でございます。その内訳といたしまして約十項目ございます。新法の施行以前の過去勤務債務が八百三十六億。次は恩給公務員期間吸収による増加額が九百四十一億円ござります。新法施行時の所要財源率を改正いたしまして、これによる増加額が二百五十二億六千九百万円。次が年金改定による増加額が二千六百六億六千五百万円。それからベースアップによる増加額

が一兆一千二百八十五億九千六百万円。軍人期間を算入いたしましたことによります増加額が百五十億ござります。次に満鉄等外國特殊法人期間

算入によります増加額が九十五億七千七百万円。それから今日まで所要財源率を改正いたしまいましたが、これによります増加額が千五百五十九億二千五百万円。次に増加恩給期間算入による増加額が二億七千六百万円。最後に過去勤務債務の利息の増加分といしまして三千六百三十四億四千二百万円。トータルいたしまして、冒頭に申し上げましたように、二兆一千三百六十四億五千萬円の過去勤務債務、これは四十六年度末でございます。

○山田(耻)委員 いまの過去勤務債務という表現を私は使つたのですが、もつと端的にいえば、膨大な一兆一千三百六十四億円というお金は、申されたように、ベースアップであるとか軍人軍属期間の通算であるとか、あるいは外國特殊法人の通常であるとか、これだけの金を支出する財源を積み立てていなかつた金額のわけでございますね。

○住田政府委員 昭和四十三年度からの国鉄の追加費用の額を申し上げますが、四十三年度三百四億、四十四年度二百四十八億、四十五年度三百三億、四十六年度三百六十二億、四十七年度は推計でございますが四百三十八億、四十八年度の予算では四百八十三億でございます。国鉄だけではありますか。

○山田(耻)委員 国鉄の場合だけでけつこうで

ございます。たとえばインフレなどになつてまいりますと、今回出てきておりま

す。公務員の場合はいかがですか。

○辻政府委員 四十四年度から申し上げますと、

四十四年度が百六十二億一千五百万円、四十五年度が二百三十億七千九百万円、四十六年度が三百億七千二百万円、四十七年度は見込みでございますが三百五十九億五千百万円、四十八年度は同じく見込みで四百八十三億二千六百万円でございます。総額におきましては、過去勤務債務二兆一千三百六十四億五千万円でございます。その内訳といたしまして約十項目ございます。新法の施行以前の過去勤務債務が八百三十六億。次は恩給公務員期間吸収による増加額が九百四十一億円でございます。新法施行時の所要財源率を改正いたしまして、これによる増加額が二百五十二億六千九百万円。次が年金改定による増加額が二千六百六億六千五百万円。それからベースアップによる増加額が一兆一千二百八十五億九千六百万円。軍人期間を算入いたしましたことによります増加額が百五十億ござります。次に満鉄等外國特殊法人期間算入によります増加額が九十五億七千七百万円。それから今日まで所要財源率を改正いたしましたが、これによります増加額が千五百五十九億二千五百万円。次に増加恩給期間算入による増加額が二億七千六百万円。最後に過去勤務債務の利息の増加分といしまして三千六百三十四億四千二百万円。トータルいたしまして、冒頭に申し上げましたように、二兆一千三百六十四億五千萬円の過去勤務債務、これは四十六年度末でござります。

○山田(耻)委員 いまの過去勤務債務といふ表現を私は使つたのですが、もつと端的にいえば、膨大な一兆一千三百六十四億円というお金は、申されたように、ベースアップであるとか軍人軍属期間の通算であるとか、あるいは外國特殊法人の通常であるとか、これだけの金を支出する財源を積み立てていなかつた金額のわけでございますね。

この過去勤務債務といふものは国家の政策の変更によって生まれ出たものです。たとえばインフレなどになつてまいりますと、今回出てきておりま

す。公務員の場合はいかがですか。

○辻政府委員 四十四年度から申し上げますと、

四十四年度が百六十二億一千五百万円、四十五年度が二百三十億七千九百万円、四十六年度が三百億七千二百万円、四十七年度は見込みでございますが三百五十九億五千百万円、四十八年度は同じく見込みで四百八十三億二千六百万円でございま

す。

○山田(耻)委員 公務員の場合はその年度年度できちんと予算化し、整理していくわけでございま

すね。ところが公共企業体の場合は、その過去勤務債務、いわば追加費用といふものは積み立てを

しておつて支払つていかなければならぬ。ところが

この金の積み立てではない。

国家政策の変更に基づいて、特に軍人軍属の期間の通算も含まれておるだけに、当然国家としてめんどうを見ていかなければならぬのが追加資金とも呼ばれ、過去勤務債務の措置ともいわれておるわけですけれども、これが膨大な、二兆一千億をこえました。これはあえるばかりです。この負担額でござります。したがつて、昭和四十年には千分の八十一を追加費用として積み立てをおつて支払つていかなければならぬ。ところが

組合というものがいまの千分の五のものを積み立てていくだけで将来まかなえますか。それはどうな

んですか。

○山田(耻)委員 この追加費用は、過去勤務債務の総額の金利負担分まで積み立てるといふことで、毎年千分の五ずつふやして積み立てをいたしましたが、これによります増加額が千五百五十九億二千五百万円。それから今日まで所要財源率を改正いたしまして、昭和四十年には千分の八十一を追加費用として積み立てをおつて支払つていかなければならぬ。ところが

組合というものがいまの千分の五のものを積み立てていくだけで将来まかなえますか。それはどうな

んですか。

○山田(耻)委員 公務員の場合はその年度年度できちんと予算化し、整理していくわけでございま

すね。ところが公共企業体の場合は、その過去勤務債務、いわば追加費用といふものは積み立てを

しておつて支払つていかなければならぬ。ところが

この金の積み立てではない。

○山田(耻)委員 公務員の場合はその年度年度で

きちんと予算化し、整理していくわけでございま

すね。ところが公共企業体の場合は、その過去勤務債務、いわば追加費用といふものは積み立てを

しておつて支払つていかなければならぬ。ところが

に、共済年金につきましては、公経済の主体として、
て、いろいろな前提で申し上げたと思います。
〔木村（武千代）委員長代理退席、委員長着席〕
したがいまして、おことばではござりますけれども、法律のたてまえは國が一五%を持つことにな
なつておりますんで、むしろ逆に公共企業体が一
五%分持つというものが現行の法律のたてまえで
ざいます。

それから、お尋ねの整理資源率の問題でござりますが、これは先ほど運輸省のほうからお答えを申しあげましたように、毎年千分の五つずつ引き上げるといふことになっておりまして、整理資源率の割合が毎年上がつておるわけでございます。そして最近の数字を見てまいりますと、整理資源の導入額と現実に発生いたしました追加費用の発生額がほぼ見合うところに来ておりますので、最近の数字で見る限りは、國家公務員共済のやり方とそこ大きな違いはないのではないかと考えています。

○山田(耻)委員 国鉄等三公社の年金関係などについては国庫負担はない。国庫としては負担をしない、企業が見なさい。こういうことになっておるということで、私もたいへん勉強不足で申しわけありませんが、そういたしますと、社会保険制度ということに返ってまいりますから、たいてるなことになる。厚生年金は国庫として二〇%目どり。私学、農林は一八%見る。そうして国民年金は三三・三%見る。三公社は一文も見ない、こころうことですね。そういうことによろしくお願い

○土政府委員　吉輪はそのどおりぢやござります。

○迁政府委員

結論はそのとおりでござります。

制が行なわれておりますから、いわゆる受取者負担といふことばが出るし、総合原価主義といふことばが出るし、そういうものは、一般的の民間の企業とはその意味では何ら変わることはないのですよ。ただ経営の形態というものが、申されたように異なつておる。だからその企業に対しても國庫の負担分はゼロにして、國の負担分を含めて全部事業主負担ということになりますと、それは独立採算体

制というたてまえから、鐵道であるならば汽車貨物に、専賣であるならばたばこに、電電であれば電話、電報料金に、そこへはね返つてくることにちるわけですよ。一体これほどのようによく解明なさるおつもりですか。一切經營費用を含めて国で見るといふ國家公務員なり地方公務員なりととは、一応割り立場でながめる必要性が各課内こそそこまである

○住田政府委員 三公社の国庫負担分は公經濟の主体としての国鉄が負担いたしているわけですが、在をしておるといふうに私は思うわけでござりますが、いかがでござりますか。

先ほども申し上げましたように、現在の国鉄再建計画は、国鉄再建促進特別措置法によるもので、十年目（昭和五十七年度）に黒字に転換する予定です。どのようにして国鉄を再建させて十年目に黒字にするかという点につきましては、先ほど先生のほうからお話をありましたように、三本柱ということでやっているわけでございますが、その基

合に國の助成をどうやうやうにするかといふことで、先ほど申し上げましたように、総合的に判断して助成を行なつておるわけでござります。助成の方といひたしましては、個々の項目をつかまつて助成するというやり方もござりますけれども、今回の再建計画にあたつては、十年目を黒字にやるということで総合的な助成をやつておるわけでござります。その中で人件費等含めて経理をいたしましておるわけですが、現在の國鉄の国庫負担金がその中に含まれておるわけでござります。

けれども、そういうものを含めて助成をいたして
いるわざでござります。したがつて、この負担金

いるわけでござります。したがつて、この負担金

が生じるからそのためには運賃値上げの率を高めているということでは決してないわけでございまして、国鉄がいろいろな面で負担している、国庫負担であるとか、あるいは身体障害者に対する運賃割引をいたしておりますが、そういうものもやはり国鉄の負担で行なわれている。あるいは政策方

五百%の國庫負担分が入つておる。國の負担分が入つておる。それが人件費を構成しておるんだ。加藤六月君の国会における、國民にP.R.をする、意思表明をする、あの国会の本會議の討論では、運賃値上げは全部人件費になるんだ。にもかかわらず、国鉄の労働者はけしからぬ、つまらぬサザニーダージーなんかしていると一生懸命力説をして、いま住田さんのおっしゃつてある考までいきま

されど、人件費の中に入れてある運賃とは關係ない。しかし、私は、いまの國庫負担分は全部運送費で見られているというふうには理解しませんよ。しませんけれども、運賃値上げの中に相当部分の要素が加味されているということは否定できません。立場から財源捻出をさしていきなりの立場から年金を見ていくのだつたら、受益者負担といふ立場から財源捻出をさしていきなりの立場から年金を見ていくのですから。

いふことは私は間違ひだと思ふ。だから國、事業主、被保險者、三者で——私は保険制度の問題があると思いますけれども、一応現行法の中で処置をしていくとすれば、この三者で明確に財源負担率を明らかにして、それぞれが自分の措置をしていく、負担をしていく、こう立場が貫かれていかなくちやならぬのである。特に運輸省関係は三公社の窓口になっているわけですから、そうした立場を将来ともおとりになつていただきたいし、大蔵省もいまのような現状というのを十分お考への上で國のあるべき財源的な施策というものは考へていただきたいと私は思うのです。

時間が非常に過ぎてまいりまして恐縮でござりますが、もう一点お聞きしたいと思います。

いま一つは、火曜日の村山委員の質問の中でも

出でおりましたが、年金は公務員なり公共企業体

はおおむね最低が年間三十万程度に引き上げてい

くことになる、こういうお話をございました。い

ま、生活保護世帯は幾らでござりますか。

○辻政府委員 年金と比較いたします場合には老

人の世帯をとることが妥当であろうかと思ひます

が、老人の単身の世帯で申しますと、一級地が一

万八千五百十三円。それから地方の四級地で申し

ますと一万三千四百九十六円でござります。な

お、老人の夫婦の世帯でとりますと、一級地、都

会地でございますが、二万八千七百四十三円、四

級地が二万九百六十六円と承知いたしておなりま

す。

○山田(耻)委員 二十年一生懸命働きまして、そ

して年金がついて、それは原則的には社会保障

制度である、そういう人たちが、今回の二二三・

四%、大体旧法を中心に行う四号俸の改正ということ

で、この最低が二万五千円くらいになる。年間三

十万近くになる。生活保護世帯は夫婦で二万八千

七百四十三円。年金よりか生活保護世帯のほうが

收入がいい。私はもう年金では夫婦で食つていて

ない、年金はお返しするから生活保護世帯に入れ

てくれ。メントを考えればそれもできません。生

活保護は國家で保障する日本の國民が受ける最低

の権利である、こういふ自覺に立つていいないま

ままでいろいろと生活の配慮がなされていておる

ことは承知しておりますが、下積みのほんとうに

くられた制度の中にはまり込んで、かなりの年月

が、今日どれだけ多くいるかということは政治を

あざかるわれわれとしてはよく承知しておるはず

です。もうおれも働けなくなつた、あらゆるもの

を全部勤員してみたつてこの年金しかないのだ、

どうしてもさしき當座の金が要るので、実はこ

の年金証書を抵当にして金を借りた、こういふ人

もたくさんいるのです。共済組合法の中には質権設

定だけは認められておりますね。制度金融の中に

は認められている。そういう年金証書を質に入れ

て、それによつて生きていかなくちやならぬ人た

ちといふのは、私は生活保護世帯の人たちと比べ

てほんんど大差ない。しかもその人たちは二十年

以上働き続けてきて、そのことを誇りとして、生

活保護世帯に落ちていくことは何としても歎を食

いしばつてもできない。これは何かといつたら、

年金が低過ぎるということです。

昭和四十六年なり七年を見てまいりますと、私

はこれを調べながら実は悲しくなってきたのです

が、國家公務員なり地方公務員なり公共企業体で

旧法の適用を受けている人たちは、去年までは一

月一万五千円から一万七千五百円くらいしかな

かつた。まるまる何の支障もなく新しい法律に基

づいてやつておる厚生年金を見ましても、昭和四

十六年で平均二万一千三百六十七円、そして生

活保護世帯が二万五千五百十円。ことし引き上げ

を見まして、おつしやつておるよう二万八千七百

四十三円が東京地帯。そうして旧法の人たちは二

ますから、大体一万七千五百円程度のものが、国

鉄などを見ましても二万五千五百円程度に上がり

ます。二万五千五百円程度に上がつても、まだ生

活保護世帯以下。地方の第四級地の生活保護世帯

金受給者の最低者である人たちは、一体何がある

のだろう。高級官僚なら退職後のいろいろな道も

講ぜられておりますし、いろいろとそれぞのつ

くられた制度の中にはまり込んで、かなりの年月

までいろいろと生活の配慮がなされていておる

ことは承知しておりますが、下積みのほんとうに

くられた年月

までいろいろと生活の配慮がなされていておる

いろいろだんだんと変わっていくという事情もござりますから、将来の問題として検討をしていくたい、こゝ思つておるわけあります。

○山田(耻)委員 次官、私は年金問題を審議するときですかから特にそこに力点を置いて言つてるので、本来社会保障制度といふとの包括的な議論になりますと、私は生活保護世帯の問題を、最低生活必要限度はまだ低過ぎるという議論をしたところなんですが、きょうはそうはいたさずにただ比較の問題として出したのです。

あなたのおっしゃつているように、最低を今回大奮發をして三十万二千四百円にした、それはいいのですけれども、生活保護世帯を三十四万四千九百十六円にしたのは最低でしょ。これでなかつたら食えないといふのでしよう。それが三十四万五千円近く国で出すわけです。年金生活者は大奮發だといってなぜ三十万二千円しか出さないのか。

さつき私が言いましたように、生活保護世帯は持てるものすべてやつてみたけれども何もないからこれでやるのだ。いまの年金取得者はその年金証書を質権として持つて前借りをするような人たるもののです。一步圓通えば、これはもうこんな安い年金は要らぬから私は生活保護世帯に入りたいという人があるのです。それほど困っている年金生活者に対する、これ以上はなけれども生きられないという最低線が三十四万四千円であるならば、なぜ年金取得者には三十万二千円にしたのか、大奮發だとおっしゃいますけれども、そろおっしゃる限りその根拠をひとつ示してください。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、年金は老後におきますところの生活のささえと申しますが、老後生活のささえとなることを原則としているのに対しまして、生活保護は世帯人員だからその構成に応じまして給付の基準がきめられているものでござりますから、それぞれ比較する場合意味が違つてくるのではないかと思ひます。それからなお、昭和三十三年の社会保障制度審

議会の答申によりますと、「年金は、生活設計の有力なよりがかりとなるところに意義があるのであるから、それが必ず最低生活を保障するものである」というような御指摘もござりますので、私どもいたしましては、できるだけ年金の給付水準の引き上げに努力してまいりたいと思いますけれども、政務次官からもお答え申し上げましたように、他の公的年金制度との均衡などもござりますと今後の問題といたしまして慎重に検討させていただきたい、かように考えております。

○山田(耻)委員 いまおっしゃつているのが三十年ですか。審議会の意見だとおっしゃいますが、大蔵省で編さんされている財政金融法規解説全集の財政編、ここの中にはあります「共済組合制度の概要」これをちょっとと抜粋してきみたのですが、昭和二十五年に社会保障制度審議会が出した勧告、その勧告を受けての解釈を読んでみますと、この共済組合が社会保障制度の中核をなす一環である、これはきよら大臣が御答弁になりましたとおりです。それは何なのか、「生活不安な人たちも多いのです。一步圓通えば、これはもうこんな安い年金は要らぬから私は生活保護世帯に入りたい」という人があるのです。それほど困っている年金生活者に対する、これ以上はなけれども生きられないという最低線が三十四万四千円であるならば、なぜ年金取得者には三十万二千円にしたのか、大奮發だとおっしゃいますけれども、そろおっしゃる限りその根拠をひとつ示してください。

精神であることは先刻来明らかになつておると思うのです。それが生きるといふよりも生きられるといふこと、私は生活保護世帯に入る気もなくなつてくるわけです。私は生活保護世帯に出ておる金額は生きておるだけの最低生活の金額と認めておるだけです。年金の裁定者は生きておる最低の金額だけでなく、文化的で健康な生活が維持できる憲法二十五条に基づいた精神であることは先刻来明らかになつておると思うのです。それが生きるといふよりも生きられるといふこと、私は生活保護世帯を上回り、その立場に立つて厚生年金保険はじめ共済組合制度が設けられておるのだとなつておるわけです。私はいま公的年金制度に加入をしておる国民が四千五百万をこえたと申しました。この人たちは老後の問題が、ほんとに不安なく過ごせるように、そのことから今日のいろいろな政治に対する欲求もあるわけです。老後の不安を解消する、疾病になれば心配なく医療が受けられる、この二大原則

過去の恩給法の慣性を受けてはいなか、私が二時間もかけてこの問題に触れてきたといふのは、日本の国民すべてが健康で文化的な最低生活を営んでいかなくちゃならぬという憲法二十五条を受けた社会保障制度であるからなんです。その範疇の中に生活保護世帯に対する国家の援助も、年金といふみずからも金をかけ、企業主もかけ、國もかけてくれて、そして老後の問題を保障していく。このことは原則的に違ひないです。あなたのねおっしゃつているように、年金といふのは老後の一つのささえである。こういうふうな考え方だけではひとつ最低額の保障についてはことに最も急ぐ問題として御検討いただけませんか。

○辻政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私どもいたしましては、年金は老後生活の設計の有力なよりどころとなるべきものである。あるいはまた、老後生活のささえとなるべきものであるという立場に立つておるわけでございます。したがいまして、生活保護の金額そのものと直接御比較をいただきまることは、先ほども申し

てきた。その掛け金をかけてきて裁定をされてみると、生活保護世帯にとうてい及ばない裁定額しかもらえない。こうすることは私は制度上の誤りであります。

議会の答申によると、「年金は、生活設計の有力なよりがかりとなるところに意義があるのであるから、それが必ず最低生活を保障するものである」ということにつきましては、私どもいたしましては、できるだけ年金の給付水準を充実しておるというふうに思うわけです。

少なくとも生活保護世帯に支給する金額は最低のものとして公的年金制度の中には認めていかなくてはならない。これが、私は了解はしないにしても最低きりぎりの政府側の答弁であつてほしいわけです。生活保護世帯以下のものをもつてして、おおはんぶるまいであつたし、たいへんな措置です。喜んでください、こういう言い方をされたのでは、年金問題にほんとうに真剣に審議していたのでは、年金問題にほんとうに真剣に審議に入る気もなくなつてくるわけです。私は生活保護世帯に出ておる金額は生きておるだけの最低生活の金額と認めておるだけです。年金の裁定者は生きておる最低の金額だけでなく、文化的で健康な生活が維持できる憲法二十五条に基づいた精神であることは先刻来明らかになつておると思うのです。それが生きるといふよりも生きられるといふこと、私は生活保護世帯を上回り、その立場に立つて厚生年金保険はじめ共済組合制度が設けられておるのだとなつておるわけです。私はいま公的年金制度に加入をしておる国民が四千五百万をこえたと申しました。この人たちは老後の問題が、ほんとに不安なく過ごせるように、そのことから今日のいろいろな政治に対する欲求もあるわけです。老後の不安を解消する、疾病になれば心配なく医療が受けられる、この二大原則

過去の恩給法の慣性を受けてはいなか、私が二時間もかけてこの問題に触れてきたといふのは、日本の国民すべてが健康で文化的な最低生活を営んでいかなくちゃならぬという憲法二十五条を受けた社会保障制度であるからなんです。その範疇の中に生活保護世帯に対する国家の援助も、年金といふみずからも金をかけ、企業主もかけ、國もかけてくれて、そして老後の問題を保障していく。このことは原則的に違ひないです。あなたのねおっしゃつているように、年金といふのは老後の一つのささえである。こういうふうな考え方だけではひとつ最低額の保障についてはことに最も急ぐ問題として御検討いただけませんか。

○辻政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私どもいたしましては、年金は老後生活の設計の有力なよりどころとなるべきものである。あるいはまた、老後生活のささえとなるべきものであるという立場に立つておるわけでございま

す。したがいまして、生活保護の金額そのものと直接御比較をいただきまることは、先ほども申し上げたことを繰り返すよう恐縮でございますけれども、生活保護は地域差もござりますし、世帯構成による差もありますし、直接御比較をいただくことは必ずしも適切でないと考りますけれども、しかしながら、年金の給付水準を充実しておるといふことにつきましては、私どもとしては異存のないところでございますので、財源の問題などもといつましても、私どもとしてはいくと、いうことにつきましては、私どもとしては、他の公的年金制度との均衡でござりますと、うに、他の公的年金制度との均衡でござりますと、か財源への影響もあることござりますので、三年ですか。審議会の意見だとおっしゃいますが、大蔵省で編さんされている財政金融法規解説全集の財政編、ここの中にはあります「共済組合制度の概要」これをちょっとと抜粋してきみたのですが、昭和二十五年に社会保障制度審議会が出した勧告、その勧告を受けての解釈を読んでみますと、この共済組合が社会保障制度の中核をなす一環である、これはきよら大臣が御答弁になりましたとおりです。それは何なのか、「生活不安な人たちも多いのです。一步圓通えば、これはもうこんな安い年金は要らぬから私は生活保護世帯に入りたい」という人があるのです。それほど困っている年金生活者に対する、これ以上はなけれども生きられないという最低線が三十四万四千円であるならば、なぜ年金取得者には三十万二千円にしたのか、大奮發だとおっしゃいますけれども、そろおっしゃる限りその根拠をひとつ示してください。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、年金は老後におきますところの生活のささえと申しますが、老後生活のささえとなることを原則としているのに対しまして、生活保護は世帯人員だからその構成に応じまして給付の基準がきめられているものでござりますから、それぞれ比較する場合意味が違つてくるのではないかと思ひます。

それからなお、昭和三十三年の社会保障制度審

入つていくべきものである。そういう一つの範囲の中にあるけれども、二十年事業主、国庫とともにかけ合つて、社会保険制度として認めて努力をしてきたわけですから、少なくとも國が何の掛け金もかけなかつた社会保障制度の中からぎりぎりの線として認めてやる生活保護世帯よりか下であつていいという原理はないのです。当然上でなくちやならないのです。こういう立場に立てませんか。いまの三十万二千円、一月二万五千円でおじいさん、おばあさん夫婦が食つていけ。できると思ひますか。國家公務員になる人、公共企業体の職員になる人で、不動産がたくさんある、そうして貸し家もたくさん持ち、貯蓄もたくさんある、こういう人たちは、大学に行きまして、そして高級官僚として育つておる人たちです。いまでもまだ小学校を出たり旧制中学を出たり新制高校を出て公務員になり、三公社につとめておる人は非常に多い。このほうが多い。この人たちは何も生活のささえとなるべきものを持つていない人たちが多い。この人たちが年金を唯一のものとする、ささえじやなくて、唯一のものとする人たちが多いということを知つていただきながらやならぬわけです。そういう立場から見ると、三十万二千円といふものと生活保護世帯の三十四万四千円といふものと比較してみたときに、最低は三十四万四千円まで引き上げなくてはならぬし、掛け金を今日まで二十数年かけてきて権利を取得した人たちだから、せめて一月四万、最低年間四十八万までは引き上げてやれ、こういう私の主張が無理なのでしょうかね、もう一度お話を伺つておきたいと思います。

は全く意味がないというふうには私ども考えておりません。しかし、年金の額がでけるだけ充実したものである必要があるという御趣旨については、私ども全く同感でございます。

ただ、それを改善していきます場合に、当然財源の問題が伴うわけでございます。掛け金の負担という問題もあるわけでござりますし、他の公的年金、厚生年金と比較しての議論もあるわけでございます。今回退職年金の最低保障の額を三十五万二千四百円にお願いいたしているのも、厚生年金の額を基準として計算をいたしておるわけでございますので、そういうほかの公的年金との比較においてどうするかということも検討しなければなりませんので、先ほど申し上げておりますように、そういう観点に立つて検討しながら今後とも充実につとめてまいりたい、こういう御趣旨を先ほどからお答え申し上げておる次第でございます。

○山田(聖)委員 あなたのおっしゃっていることはわかります。私が言っているのは、何も国家公務員共済組合法の組合員だけを中心に申し上げておるのではなくて、公的年金制度といふものに触れておるわけです。公的年金制度の最低は生活保護世帯より下回つていよいよ根拠がないのです。そうでしょう。社会保障制度の一環であるし、そして社会福祉の根幹をなすものであるし、憲法二十五条を受けているのだということはあなたもおっしゃったわけです。それが生活保護世帯以下であるということは、この年金の最低では食えないぞ、おまえそれは覚悟しなさい、こういうことを意味しているのですから、私はやはり公的年金制度というものを、世界一、二を争う経済大国が、そういう生活保護世帯以下の公的年金制度があるのだ、その該当者もかなりいるのだ、こういうふうなことを得々として言っておる段階では私はないとと思う。この状態を放置しておきますと、それは年金暴動が起こりますよ。だから私は、ほんとうに最低のぎりぎりの生活を営む金額というものは最低保障として認めてやつてい

かなくてはならぬです。それはおっしゃるように確かに他の公的年金と比較しながら全体の法律改正をする時期が私は来ると思う。その時期を一刻も早くこの問題だけはしてくれといふのです。そんなどして、どうして生きていくのですか。それはいけないから、早く最低保障というものを実現をして、いまの三十万二千円ではこれはどうしようもないのですから、せめて一月四万、年間四十八万、そこまではいけぬでも、生活保護世帯の年間三十四万四千円ですか。これぐらいまでは最低を引き上げておかないと私は非常に恥ずかしい、こういふ気がいたすわけです。繰り返し申し上げて恐縮でございましたが、早急に検討していただきたいと思います。

特にことし初めて、年金問題に対するあたして春闘の一環で、政治ストとかいう意見がこの国会でも出ておりましたたが、行なわれました。私は、こういう傾向というのは、冒頭申ししたように、生存権から生活権に問題が移りつつある。日照権というのをだれがいまから十年前に考えたでしょうか。生活権といふものがこれから日本の社会では大きくなり取り上げられてくる。だれが年金ストというものを考えた時期があつたでしょうか。しかしこれからは、いまのような制度が残されておる限り、私はひんぱんに起こる可能性があるということをほんとうは予言をしたい。

それは私、ほかのことをいろいろ調べておりますしたら、ことしになりましての物価上昇といふのはすごいでしょ。二三・四%は四十六、四十七年のベースアップ分を考えて二三・四にした。旧法の人たちはその上に四号俸を積み重ねた。去年までは一万五千五百円、そこらあたりの旧法の扱いであったけれども、ことしは一月二万五千円近くなるぞ、そういう御配慮がおほんぶるまいであつたかもしませんけれども、最近の物価上昇を見ますと、政府、日銀統計あたりを見てみますと、私は実は驚いたのですが、この一、二、三、四、五で、前年同月対比で、まず年金生活者が最低生活、生きる一番のことになる、かてとなるものは

衣食住の費用でござりますが、そのうち食料費が三十九品目、これは最低のだれでも必要とする食料費三十九品目で二〇%以上の上昇が十二品目、三〇%以上の品目が十一品目、四〇%以上の品目が五、五〇%以上が五、六〇%以上が六、一四五・九%以上が一、こうなつておる。これが食料費です。時間がございませんから全部中身を申上げません。被服のほうは総括的に見て二十六品目ですべて二五%以上の上昇です。これは東京都と一般と違いますけれども、東京都の関係を見ますと、五月で総合で一一・六、全国は総合で八・四、食料費は東京は総合で一三・七、住居が八・五、光熱費が一二・一、被服一一・九となつております。このように異常な上昇過程をたどつております。

だから、今回の二三・四プラス四号俸のアップというのは、こういふ値上がりを控えて賃金が上がる、ことしは賃金上昇率は二〇・四だそうでござりますね。そういう賃金の上昇は、こういう物価上昇を踏まえて上がっていく、そして年金はすでにスライドの関係で、物価その他といふ関係だけではないかなくなつて、賃金のほうに根柢を求めていくようになつてくる、こういうことで最低の保障といふのは、現状ではもう一日一月を経ることにたいへん年金生活者は苦しむなつてくる。こういう情勢といふものを私たちはしっかりと踏まえておかなくちゃいけないし、物価を安定させることのものもこの国会の大きな責任の一つかどう。政治の一つの責任です。そうしてその中で、最低生活を営むに足りる明るい文化的な生活を営んでいく、そういう社会保障の最低の基準を求めて本来年金というものはなくちゃならぬはずです。そういうものの最低とあわせて、一刻も早く政府としても手を打つていかないと、いまの国民の中に占めた公的年金の加入者は四千五百萬、この人たちの気持ちの中にはそうした欲求が非常に強い。ということは、そういう条件が基礎になつておることも御判断をいただきまして、ほんとうに一刻も早く御検討いただいて、そろそろして國

民全体が日本という国の社会保障制度の中で、老後病気になつたときや途中死亡がしつかりと守られていく様に御配慮いただきたいものだと思つております。

これ以上の答弁は聞けそうにございませんし、あとの質問には御迷惑をかけました。が、長くありましたので、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○鴨田委員長 増本君。

○増本委員 政府側に対する質問は、前回大体済ませてありますので、きょうは参考人の竹村理事長もお見えですので、ひとつ国家公務員共済組合連合会の当面している問題につきまして、少しお伺いしたい、こういったふうに思うのです。

いまでも再三力説されてきましたように、生活できる年金を保障してほしい、これはだれもが希望していることです。その面での連合会の責任というのもたいへん重いものになつてきて、いままでお見えです。これはもちろん政府がやることでありますけれども、それだけに組合員の輿論をなつて政府に対して強く要求するものは要求するといふ態度がますます必要になつてきている、こういうふうに考えるわけです。

そこで従来、国家公務員の共済組合については、年金生活者の実態といふものをあまり調査されると、いう機会がなかつたといふ点は、私はたいへん不満に思つてゐるわけです。いま大体年金生活者の実態がどうなつてあるのかといふことを若干調査してみますと、たとえば全税関労働組合の調査結果によりますと、昭和四十五年十一月に退職をして、勤続年数が四十一年七ヶ月、年齢六十歳で行(一)の五等級二十二号俸の人で年金額がいま六十六万七千円、これは勤続四、五年の人の俸に相当するくらいの金額しか保障されていない。たいへん低い実態にあるといふことがよくわかると思うのです。

そこで、まずお伺いしたいのは、こういう生活できる年金を保障せよという年金生活者や組合員

の要求をなつて、今後理事長としてどういう態度で臨んでいかれるのか、まずその姿勢といいますか、そういうものについてひとつお答えいただきたく思います。

○竹村参考人 お答え申し上げます。

私ども年金を取り扱つておりまする関係上、部内におきましては、いろいろ年金に関する諸問題について研究はいたしております。ただ何と申しましても、やはり年金額をどういたしまりますかという問題は政府の御方針にもよるところがございますから、私ども正式に御意見を申し上げる立場にはない、こうしたことと御了承いただきたいと思います。

○増本委員 しかし、正式におっしゃる立場にならざりますから、私ども正式に御意見を申し上げる立場にはない、こうしたことと御了承いただきたいと思います。

金で生活できるような状態を実現してほしいといふことと組合員の要求はよく御存じだと思います。そりであれば、政府に対して要求するところはきつと要求し、その声を反映させていく、このことは理事長としての最大の責任であるし、責務であると私は思うのです。そういう立場からだと、いまの御答弁はいただけないし、たいへん心もどかないというふうに思います。

では、どういうルートでその声が保障できるようになつてゐるのですか。

○竹村参考人 私ども毎年、たとえば事業計画を組んで予算を編成いたしますとき、やはり加入組合員の方々からの御要望をお聞きすることになります。その中に、やはり年金額の増額の問題もござります。そういう御意見もござりますので、やはりそういう御意見があつたということ、そういう点につきましては、関係の政府御当局にも申し上げておるわけでございます。

○増本委員 では政府に伺いますけれども、そういふ組合員からの年金の額の引き上げの要求、そういうものは正しく受けとめられるよう

しょうか。どうなんですか。

○辻政府委員 共済組合員の御要望につきましては、もちろんいろいろな機会にそれを伺つてゐるのですが、連合会を通じても共済組合員のいろいろな方面的御要望といふものは伺つてゐるところでございます。

○増本委員 要求を反映できるような制度的な保障があるのかどうかということです。その点はどうなんですか。

○辻政府委員 予算事業計画等につきましては、大蔵大臣のほうに協議がござりますので、そういう機会あるいはまたそういう機会ばかりではございません。いろいろな機会を通じまして、共済組合員の御要望を伺つておるわけでございます。

○増本委員 制度的に申されますとどういう意味でおっしゃいますか、必ずしも十分に私は理解しておりますけれども、特にそのための制度といふのはございません。

○辻政府委員 あらゆる機会をとらえて連合会の組合員の要求を反映させていく道はあるのだ、こういふようにいまの御答弁でお伺いしてよろしいのではしようか。

○増本委員 おっしゃいます意味が私、必ずしも正確に理解していない点もあるかもしませんけれども、あらゆる機会を通じましてそういう共済組合員の御要望を伺う、あるいはそれを吸い上げると申しますか、そういう方向で努力しているわけでございます。

○増本委員 竹村参考人にお伺いしますけれども、今回年金額の引き上げをきめるに際して、政府その他に対してもどういう働きかけや接触がされてきたのですか。

○竹村参考人 先ほど申し上げましたように、加入組合員からの御要望がございましたので、それ

たらいいかといふようなところまではあるいは申し上げてなかつたかもしれません。

○増本委員 政府のほうでは組合員の要求をあらゆる機会をとらえてだけ反映させていくようになります。ここで掛け金の値上げになるのかどうか、こういう問題を含めていろいろ見通しも立てなければならぬし、そういう検討の時期に入つてきているというふうに考へるのですが、連合会としては再計算期に臨む方針をどうお持ちなんでしょうか。

ところで、先般も政府のほうにはお伺いしたのですが、来年はちょうど財政再計算期に入るわけですね。ここで掛け金の値上げになるのかどうか、こういう問題を含めていろいろ見通しも立てなければならぬし、そういう検討の時期に入つてきているというふうに考へるのですが、連合会としては再計算期に臨む方針をどうお持ちなんでしょうか。

ただ、いかにも政府のほうにはお伺いしたのですが、来年はちょうど財政再計算期に入るわけですね。ここで掛け金の値上げになるのかどうか、こういう問題を含めていろいろ見通しも立てなければならぬし、そういう検討の時期に入つてきているというふうに考へるのですが、連合会としては再計算期に臨む方針をどうお持ちなんでしょうか。

○竹村参考人 連合会内に掛け金率検討委員会というものを設置いたしまして目下鋭意勉強中でござります。

○増本委員 その掛け金率検討委員会ではいまどういう御意見が出て、どこが問題になつておるのでありますか。

○竹村参考人 ただいまの段階では資料の収集並びに整理の段階でございまして、まだ具体的な意見の交換のところまでは参つていないのでござります。

○増本委員 過去三十九年、四十四年、二回計算期がありましたが、そのときには、見てみますと、三十四年から四十四年までの間の年金改定率が七三・六七%で、四十四年から四十八年を見ますと六三・四七%といふことで、過去と比べましてもそんなに違ひがないので、私は積極的に引き上げる理由はないといふように判断をしているのですが、これは掛け金率を引き上げずにむしろ困難負担をふやすなどして、別の手立てで解決をす

おきたいと思います。

○竹村参考人 私ども運営協議会という組織を持つております。その中に組合員の代表の方をお入れになつておるわけでござりますが、その運営委員会におきまして、やはり掛け金率の検討につきましての御要望をございました。ただいま申し上げましたとおり、私ども部内で検討はいたしておりますが、まだ先ほど申し上げました状態でございまして、具体的な御意見を申し上げる程度には至つていません。

○増本委員 掛け金を引き上げずに、そして社会保障としての実態を備えるようにしてほしいというのが組合員の切実な要求になつておるといふことは理事長も御承知だと思つたのです。ですから、ひとつそういう立場で政府との関係についても対処をしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思うのです。

共済組合の資金の運用の利回りを、資料をいただいて見てみましても、四十四年が六・五五、四十五年が六・六四、四十六年が六・六二、四十七年が、私の手元の資料では、見込みですが、六・四一といふように、全体として決して悪くなつてない。こういう点から見ましても、いまここで掛け金率を引き上げるという理由はないというよう思います。

ところで、政府のはうにちょっとお伺いしたいのですが、再計算期のときには施行令の十二条と七条の二で五・五%で計算するということになつておりますね。そうすると、実際の今日までの運用では六%以上の運用利回りになつてますが、この差額分はどういうように処理をされているのでしょうか。

○辻政府委員 予定利回りにつきましては、御指摘のように五・五%で計算をいたしております。これは他の公的年金制度、厚生年金等も五・五%で計算をいたしておりますが、共済年金もそれにならしまして五・五%で予定利回りを見込んでいます。なお、御指摘のよう、実際の運用利回りは六分五厘前後でございますので、その間に利益が

生ずるわけでございますが、その利差益につきましては、一部過去勤務債務の償却に充当をいたしましたとおり、私ども部内で検討はいたしておりますが、まだ先ほど申し上げました状態でござります。

○増本委員 過去勤務債務に一部充当されてしまつたからやつていらっしゃるのですか。

○辻政府委員 現在の国家公務員共済組合の財源率には過去勤務債務の償却財源は反映されていないわけでございますが、これは当面、当面と申しますのは次の再計算期、すなわち四十九年までござりますが、資産の有利運用によって利差益が生ずる見込みでございましたので、これを過去勤務債務の償却に充当するということにいたしましたわけでございます。これが前回の再計算のときでござります。その際、連合会におきます過去勤務債務の額が約五百五十億見当見込まれていたわけでございますが、過去勤務債務の償却額といたしまして三十億円を見込んでいたわけでございます。

四十四年度、四十五年度、四十六年度の利差益を見ますと三十億円を上回る利差益が生まれているという状況になつております。

○増本委員 過去勤務債務の処理のしかたその他についてはすでに山田委員からいろいろ議論がありましたが、私はここで繰り返す必要はないと思いまして、私はここで繰り返す必要はないと思いまして、これを財源率引き下げのほうに回せば、掛け金率をかえつて下げる組合員の利益にも運用できるというメリットがあるわけですね。ですから、この財政再計算期を来年に迎えて、ここで組合員の利益を常に最優先させていく立場に立つて検討すべきであるといふように私は考えるのですが、ひとつ理事長の御意見を伺つておきたいと思います。

○竹村参考人 たゞいまその額につきまして計算を整理中でございます。財源率の引き下げに任せることができるかどうかは、整理後検討いたしましたい、かように考えておる次第でございます。

○増本委員 再計算期にあたつて、検討の上、組合員の利益をあくまでも守つていく、負担を軽減

させていくという立場に立つておやりになるかどもかく、組合員の要求が手続的な上でも正しく反映できるように、そしてまとめた意見が正しく国の政策の中に反映され、よりよい年金制度や共済組合の制度をつくっていく、この点はひとつかつかりと据えて業務の運営に当たつていただきたいと思うのであります。

○竹村参考人 計数を整理した上でないとはつきませんが、それはいつからやつていらつしやるのですか。

○増本委員 それで、今日までどれくらいの金額になるのでしょうか。

○竹村参考人 これはいつからやつていらつしやるのですか。それは申しかねるわけでございますが、方向といたしましては、なるべく引き上げないで済むことができれば都合がいい、かように考えておるわけでございます。

○増本委員 ところで、再計算期にあたつて、共済組合の組合員が皆さんほんのまほつきりと要求を提示していると思うのです。一つは、検討委員会をつくる上では、運営協議会の委員の中から

労使折半で構成せよ、そしてその結果について、

運営協議会の決議事項としてきちんと位置づけ

る、こういう要求が出てると思うのです。こ

ういう方向に沿つて、組合員の利益を手続の上か

らも守り、反映させていく、こういう立場に立つて検討をされるかどうか、この点はいかがですか。

○竹村参考人 いままで運営協議会の委員から、組合代表を入れて話し合いをしたい、かような御提案がございました。私どもいたしましては、組合代表を入れまして、検討委員会を今後つくつていくつもりではござります。

○竹村参考人 いままで運営協議会の結論が出来ました場合において、やはり運営協議会でもその結論を出しまして、検討委員会を今後つくつていくつもりではござります。

○竹村参考人 たゞいまその額につきまして計算を整理中でございます。財源率の引き下げに任せることができるかどうかは、整理後検討いたしましたい、かように考えておりま

す。

○竹村参考人 使用者側代表といふことばが適当にせよ、この点はいかがですか。

○竹村参考人 たゞいまその額につきまして計算を整理中でございます。財源率の引き下げに任せることができるかどうかは、整理後検討いたしましたい、かのように考えておる次第でございます。

○増本委員 時間があくまでも守つておられます。

○竹村参考人 たゞいまその額につきまして計算を整理中でございます。財源率の引き下げに任せることができるかどうかは、整理後検討いたしましたい、かのように考えておりま

す。

います。四十八年度以降もやはりこういふことや
やってまいりたいと思ひます。

ただ御案内のように、病院経理の大宗をなす収入は診療報酬でござります。この診療報酬はいろいろな面の関係するところの広いものでござりますから、なかなか私の一存で変えられるもので

もございません。そういう関係でござりますので、私ども対策委員会の示された方針に従つて万全の努力はいたしておりますが、それにいたしましても、そろそろのまゝの関係もございまするので

で、いつどのようにめどがつくかということを現在の段階においては判断をしにくい状況にございます。ただ、各年度、単年度を比較いたします

○増本委員 私も医療経理特別対策委員会の理事と、私どもの努力が幸いにいたしまして若干効を奏しつつある状態でございます。こういう状態でござります。

長あての答申を読ませていただきました。しかし、病院について具体的にどういう対策をとるかという点については明確な答申がないようです。

が、ここではつぶす病院、閉鎖する病院というの
が皆さんの答申の中であるのですか。
○竹村参考人 答申の柱は大体二つからなつてお
るような気がいたします。

一つは、私どもが国家公務員の福祉事業としてやつております関係上、本来の趣旨からいたしまして、国家公務員に対する医療サービスの向上の

面、これが第一点でございます。それから、病院を經營してまいります面におきましての資金、これはいすれも長期の資金をお借りしして運用する、こういう形になっております。したがいまして、病院の運営は完全でござらぬつた。これが二点

その柱を総合いたしますと、国家公務員の利用度も多い、また現在とやかくいわれる状態がござる柱でございます。

いましても、今後を見通しました場合に、やはり
収支の改善もできるような状態。かような病院に
は力を入れて再建に努力する。しかし、さような
二つの面からいたしまして考えました場合に、公

務員の利用度も少なく、非常に赤字をかかえておつて、今後も赤字解消の見通しのない、かような面につきましては、連合会の病院の本来の趣旨からいたしまして考え方直してみたらどうであらうか。その場合に、さうな病院につきましては、たとえば地方団体に対しまして病院の移管をお願いするなり、そういう努力も必要でありますよう。しかし、そのような努力をいたしましてもなおかつ何ともしようがない病院が出てきた場合には、しかるべき措置を講じなさい、かのような表現になつております。

○増本委員 対策委員会の方針を開いているのじゃなくて、これに基づいて具体的に実行をしていく場合に、閉鎖をする病院があるのかどうかといふことを聞いています。

○竹村参考人 私どもいたしましては、できるだけさような事態が生じないように努力はいたしておりますがございまするが、中には、はなはだ残念ながらどうしても連合会が経営していくことが本来の病院のあり方からして許されない、かような病院も出てまいるわけでございまして、現に閉鎖を公表いたしました病院も一ヵ所ございます。

○増本委員 具体的に名前をあげてくださいれば早いのですけれども、若松病院ですね。この若松病院については、答申では一方的な閉鎖ということを言つていない。その後皆さん方のところでこういう方針が出来られたのだろうと思うのですが、この閉鎖が妥当かどうかというのを私はいま問題にしているのぢやないです。

問題は、そういう結論を出すまでに至つた経過と手続の上でいろいろな問題があるのでないかというふうに思うのですが、若松病院を存続するかあるいは閉鎖するかということについては、評議員会あるいは運営協議会で討議をされたことがあるのかどうか、その点はどうなんですか。

○竹村参考人 四十七年度の私どもの事業計画及び予算の御審議をいたきました際に、運営協議会及び評議員会におきました、今年度の病院経理

た。ですから、事業計画では明確に出てないものを、執行の段階で具体的にこの病院を開鎖する、ということをやつたということになると、若松病

○竹村参考人 お答えいたします。
の存廃の問題そのものについては、評議員会で運協でも実際は何にも討議をしていない、こうしたことになりますか。

第一は、評議員会なり運営協議会の問題でございます。その席上におきまして、私どもは、先ほど御説明いたしましたとおり、こういう方針で

体的に四十七年度から実施をいたしておりま
と、かよううに御説明を申し上げて御了承を得た
とは先ほど申し上げたとおりでございます。
それからその次は、事業計画に具体的に若松
完の巻上につき、ござい、こよ、ふつうと御質問

院の廃止は、として書いてない。がむかた従間
ございますが、なるほど、規則等によりますと
施設等を廃止いたします場合には、その具体
な名称その他のを一定の様式に従いまして書かなか

ればいけないことになつておることは事実であります。ただ、規則等が要求いたしております趣旨は、財務諸表上におきまして、病院を閉鎖したしました場合に、それが連合会の全体の財産

どういふ影響を及ぼすか、こういふことをチエックするのがこの趣旨でございます。したがいまして、廃止を表示するために要求されております様式を見ましても、そのことがうがわれるわけでござります。

若松病院におきましては、まだ具体的な累積の損益が、最終的なものはこれであるとわかつておる金額もはつきりいたしていないわけでござりますから、したがいまして今後これらの数字が固まりましたならば、規則等の要求する様式に従いまして直ちに廃止の手続をとりたい、かようなことになつております。

○増本委員 経理的にそのつじつまを合わせる、そのための最後のとまりのところでどうするという問題を私は言つてゐるのぢやないのですよ。そりではなくて、皆さん方の一つの財産であり、そして公共性もある病院を具体的に廃止をするといふことと自身が、連合会の業務にとつてもきわめて重要な問題だし、だから本来それは事業計画の中に明記をするなり、あるいはこの問題についてどういふ方針で進んだらよいのかといふこと自身を、これはきめられた機関できらんと合議をして決定をして方針を明確に出す、そのときに組合員なり組合員の代表の意見もその具体的な問題で反映できるようにする、そういう共済組合の運営といふものが必要なのではないか。そういう点から見ると、若松病院の存廃問題そのものを評議員会なり連協で具体的に討議をするということをしなかつたということ自身がこの運営の民主的なルールそのものから見てもきわめておかしいやり方ではないかといふことを私は申し上げて いるのです。その点はいかがですか。

○竹村参考人 先ほど御説明いたしましたように、現在、四十八年度の事業計画の段階におきましては具体的に名前をあげまして明示する段階になつておりますませんし、またその必要もないことは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。ただ、実質的に若松病院を廃止するかどうかの実体の問題につきましての評議員会並びに運営協議

会に対する説明の問題だけが残るわけでございま
すが、その点につきましては、先ほど御説明申し
上げましたとおり、この特別対策委員会の答申で
は、いろいろ手立てを講じましてもどうしても
連合会としては経営することが不向きな病院につ
きましては閉鎖することはやむを得ない、かよう
な答申でございますから、四十七年度からこの線
に従いまして逐次実施をしてまいりつもりでござ
います、かように申し上げて御了承を得ております。
したがいまして、具体的な名前こそ申し上げ
てはおりませんが、包括的に御了承を得たものと
私どもは考えておる次第でございます。

○増本委員 それでは、四十七年度の事業計画の
審議をいた際に、若松病院の問題については具
体的に討議にのぼり、審議がなされたのですか。

○竹村参考人 私どもがさような説明をいたし
ました場合におきまして、格別具体的にどこをど
うするかという御質問もなかつたわけでございま
す。また、私どもといたしまして、四十七年度予
算を編成する、事業計画を策定いたします段階に
おきましては、まだ若松病院を廃止しなければな
らぬという結論には達していなかつたわけでござ
います。したがいまして、四十七年度の過程にお
なればどうにもならないような病院ができまし
たならば実施をいたします、かように御説明を申
し上げていただけでございます。

○増本委員 昨年の九月に具体的には閉鎖の発表
をなされたわけですね。この閉鎖の発表をする段
階で連絡なりあるいは評議員会で、この問題につ
いてこういう方向でいくということはおきめに
なつたのですか。

○竹村参考人 私どもは閉鎖発表のほんの少し前
に結論に達したわけでございますが、評議員会及
び運営協議会に対する関係におきましては、先ほ
ど御説明申し上げましたとおり、年度当初におき
まして包括的に御承諾を得ている、かように考え
ておったわけでございますから、閉鎖決定後両機
関におはかりしたことはございません。

○増本委員 あなたは包括的にとおっしゃるけれ
ども、この病院についてどうする、あるいはこの
若松病院がいま病院経理の問題でやつていかなけ
ればならない問題の一つの重要なケースであると
いうことを、事業計画を決定する際にあなたの方の
ほうから何も言わない、質問がなかつたから包括
委任だ、これはちょっとおかしいと思うのです。
だから自後のいろいろな紛争のものがそういうと
ころで起きてきているのぢやないですか。

○竹村参考人 事業計画、予算を審議いただきま
す場合に、具体的な名前はもちろん出なかつたわ
けでござりますが、結核病院全体の論議はされた
わけでございます。現在、私どもの三十の直営病
院のうちで大体九カ所くらいが結核病院の範疇に
入るわけでござりますが、そういう結核病院は、
いわば疾病構造の変化からやむを得ないところで
あるにいたしまして毎年非常に巨額の赤字を出
している。その累積赤字はかようになっておりま
す、かような事柄、それから、答申の線に沿いま
して生かすものは生かし発展させるものはもちろん
発展させていく、しかしそうでないものにつきま
してはやはり答申の線に従つて措置をせざるを得
ない、かような論議が行なわれておるわけでござ
います。

したがいまして、結核病院全体について全然話
がなくて、だしぬけに若松病院だけを閉鎖したと
いうわけでももちろんございません。むしろ先生
のお話と反対かとも思いますが、研究の結果やむ
を得ず閉鎖になるような病院もある程度出てくる
のじやなかろうかということは、評議員の方なり
あるいは運営協議会の委員の方なりは御想像に
なつておつたのはなからうか、かように私は考
えておるわけであります。

○増本委員 病院の経理が赤字である、これにつ
いては国の負担金がまだまだ非常に低いと私は
思つておいますけれども、こし二十億ですか、こ
れは大臣にももと大幅に引き上げることを要求
しました。しかしそれとは別の問題として、こう
いう赤字をかかるている共済病院を今後どう運営

していくかという点では、積極的に職員や患者の

的に行なう努力は引き続いでやってまいりた
い、かように考えております。

○増本委員 民主的におやりになつたと言います

けれども、これ以上言いませんが、結局閉鎖を発

表して、退院患者には三万円渡すというビルを出

したり、かなり皆さん方のほうでも、職員や患者

を刺激するよなことに具体的にはなつていると

いう気がするのですね。ここいらは十分注意をし

て、組合や患者との交渉でひとつテーブルについ

て、ちゃんと解決をするといふようにしてほしい

と思います。

最後に、特借宿舎の問題についてちょっととお伺

しますけれども、今年度は昨年からの繰り越し分

で新規のものはないようですが、國との貸

借契約の内容が決して共済組合連合会にとって

有利だといふには判断できないと思うので

すね。六十年の半年賦の元利均等償還で年六・

五%，これでは皆さんのはうから賃貸料を直上げ

せよというような増額請求もできないし、財産で

ありながら國にまるまる六十年間借り上げられ

て、そして言つてみれば普通の利息から見たつて

低いような金額で、これを家賃だといふで

払われる。この辺のところの契約関係の条件を

あるといふように思つたのですが、この特借宿

舎の問題については理事長はいかがお考えです

か。

○竹村参考人 私ども長期資金の運用の形で特借

宿舎に対する貸し付けを行なつてゐるわけでござ
りますが、私ども資金運用面でどういふうな利

率がいいかというのは非常にむずかしい問題でござ
ります。たとえば有価証券その他につきまして

は、これはできるだけ高いほうがいい、これは問

題のないところでござります。

それから一般組合

員に対する貸し付けといふもの、これは相当な金

額にのぼつてゐるわけでござりますが、これは現

在法令の許す最低限の五分五厘でやつております

。これは主として公務員の福祉に役立つ、かよ

うな観点から従来そういうふうにきめてまいつて

おるわけでござります。それから先ほど先生からも話もございましたように、平均利回りは大体六分五厘を多少上下しているような状態でございます。そこで特借宿舎は一体どういうふうな観点から利率をきめたらいいのかという問題になるわけだと思います。

御案内のように、特借宿舎は國のほうでお使いになりまして、比較的若い層の國家公務員に、あまり広くない官舎を建てておるものでございます。したがいまして、やはり広い意味で考えてみると、國家公務員の福祉にも相当役立つておる、ことに公務員宿舎が少なかった時代におきましてはかなり貢献もいたしました、かように考るわけでございます。したがいまして、でき上がりました家屋が國家公務員に使われるというふうなこと、それから平均利回りを兼ね合わせて考えまして大体六分五厘がいいではないか、かような観点で從来六分五厘でやってきております。私も、いま考えてみましても大体その辺が妥当ではなかろうか、かように考えておる次第であります。

○増本委員 この積立金の管理運用について、これを長期運用ということで國家公務員の宿舎のほうに回すというのは國の政策からいくとむしろ本末転倒でして、國が公務員宿舎というのは自分の責任でつくるべきですね。そういうことで圧迫を受けるために、組合員に対する運用の点でいけば、住宅貸し付けは二〇%、住宅以外の貸し付けが二五%、組合員プロペーの資金運用というのは四五%以内にとどめられている。こういう状況ですから、ここいらのところも私は十分に配慮すべきものだと思います。その点では政府のほうはいかがですか。

○辻政府委員 特別借り受け宿舎の問題につきましては、ただいま連合会の理事長からお答え申し上げたとおりでございます。先般の委員会におきまして大蔵大臣からも御答弁申し上げたとおりでございますが、連合会の側から見ますと、資金の運用といふことに相なるわけでございます。共済組合の資金はその性格上安全かつ効率的に運用し

なければならぬということが法律に定められておりますが、六分五厘という金利でございますの通り程度でござりますから、連合会の運用の面からすれば決して不利ではない。また相手先は國でございますから安全なことは申すまでもございませんので、連合会の資金運用の金利としては妥当なところではなかなかと思つております。

また、それを裏側から見ますと、先ほど来理事長から御説明いたしましたように、共済組合はわち公務員の福祉の向上にもつながる、特にそれを中堅以下の公務員の宿舎に充てるという意味で、福祉の向上につながるというふうに考えて、従来はやつていただけでございます。

ただ、本来國家公務員の宿舎は國の責任において建設すべきではないかという御指摘はまさにそのとおりでございますので、本年から一般の特別借り受け宿舎はこれを取りやめるということにいたしております。ごく例外的なものが残っているだけになつております。御指摘の線に沿つて規模を縮小いたしたわけでございます。

なお、資産の運用の割合について御指摘がございましたが、現在組合員の福祉向上のための運用の割合は五〇%をちょっと上回る程度になつております。今後とも福祉還元につきましては努力してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○増本委員 じゃ終わります。

○鴨田委員長 次回は、來たる十九日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会